

駒ヶ根市の環境

駒ヶ根市第2次環境基本計画 平成26年度年次報告書

(平成25年度事業報告)



平成26年度 環境ポスター 中学生の部
金賞 赤穂中学校1年 氣賀澤知揮さん

「駒ヶ根市の環境」は、平成25年度の本市の環境の状況や「駒ヶ根市第2次環境基本計画」に掲げた目標についての施策の取組状況を年次報告書として取りまとめ、公表するものです。

平成26年（2014年）12月

駒ヶ根市環境課

【目 次】

I 駒ヶ根市第2次環境基本計画の概要	1
II 駒ヶ根市第2次環境基本計画に基づく取組み	3
II-1 地球を大切にするまち	3
● 太陽光発電導入計画	
● 公共施設への太陽光発電システムの導入	
● 太陽光発電システム設置補助	
● バイオディーゼル燃料（BDF）精製事業	
● ペレットストーブの導入	
● 小水力発電の開発	
● 新エネルギー推進協議会	
II-2 物を大切にするまち	6
● 生ごみ堆肥化事業	
● 家庭用生ごみ処理容器・生ごみ処理機購入補助	
● 駒ヶ根市大田切りサイクルステーション	
● レジ袋の削減 ～買い物袋持参運動～	
II-3 安全で安心なまち	8
● 公害防止協定	
● 不法投棄防止対策・環境美化活動	
● 河川等一斉清掃の実施	
● 公害苦情処理	
● 公害対策（河川・湖沼水質検査）	
II-4 自然豊かなまち	10
● 地域でのアレチウリ駆除活動	
● 景観育成住民協定	
● 「十二天の森」整備	
II-5 市民全員が主役のまち	11
● 地域の環境活動への支援	
● 協働のまちづくり市民会議の活動	
● こまちゃんエコポイント制度	
II-6 豊かな心を育むまち	15
● 学校・保育園への環境サポーター等の環境出前講座	
● 環境講演会・研修会の開催	
● 環境ポスターの募集	

III 駒ヶ根市の環境の現況	1 6
III-1 地球環境	1 6
● 駒ヶ根市の温室効果ガス排出量	
● 長野県の酸性雨の状況	
III-2 廃棄物・リサイクル	1 7
● ごみの減量化・資源化	
● 不法投棄の状況	
III-3 公害苦情	2 2
● 公害苦情受付状況	
III-4 大気環境	2 3
● 大気の状態	
● 交通騒音の状況	
III-5 水環境	2 7
● 河川等の水質状況	
● 水洗化の状況	
III-6 自然環境	3 6
● 土地利用状況	
● 気象状況	
IV 環境指標の評価（目標達成進捗状況）	3 7
V 平成25年度の概要と今後の取組み	4 1
平成25年度 of 取組み評価と課題	4 1
駒ヶ根市第4次総合計画（環境関連抜粋）	4 3
VI 資料 駒ヶ根市環境保全条例	4 5

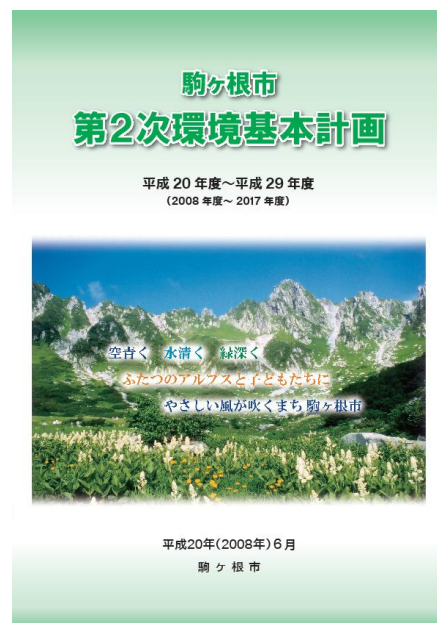
I 駒ヶ根市第2次環境基本計画の概要

● 計画策定の背景及び目的

駒ヶ根市では、「駒ヶ根市民憲章」の理念、「駒ヶ根市人と自然にやさしいまちづくり条例」の理念と「駒ヶ根市環境保全条例」の基本的認識・基本理念に基づき、平成9年3月に目指すべき4つの環境を柱とした第1次環境基本計画を策定し、推進してきました。

その後、少子高齢化と人口減少化の進展、高度情報化の進展、価値観の多様化、地方分権化など社会情勢は急激な変化を遂げ、本市をとりまく環境問題も、ごみの有料化と減量・資源化、特定外来生物問題と希少生物の保全から酸性雨、オゾン層の破壊、地球温暖化防止対策など、多種多様となり、大きく変化してきました。

これらの問題・課題に対応し、駒ヶ根市が目指す環境の望ましい将来像を明らかにすると共に、その実現に向けて、市民・事業者・市が一体となって、協働して取り組んでいく「道しるべ」とするため、より実効性のある計画として策定しました。



● 計画の位置づけ

本計画は、駒ヶ根市人と自然にやさしいまちづくり条例及び駒ヶ根市環境保全条例の規定に基づき策定したもので、自然にやさしいまちづくり及び環境の保全に関して最も基本となる計画です。環境に関連した市の個別計画や事業は、本計画に沿ってすすめられることになります。

また市民、事業者、市の環境に関する取組みの基本的な指針となります。

● 計画の対象期間

計画期間は、平成18年（2006年）度を基準年度として、目標年度を策定年度、平成20年（2008年）度の10年後の平成29年（2017年）度としました。

● 計画の主体

今日の環境問題は、行政主導の規制的な対応だけでは解決できなくなっています。社会の構成員であるすべての主体が、それぞれの立場に応じて責任を自覚し、環境保全のために自主的・積極的に、協働して行動していくことが必要です。

● 計画の体系

駒ヶ根市の望ましい《将来像》を実現するための6つの基本方針を次のように定めました。

また、この6つの基本方針に関して、それぞれ長期目標を設け、その実現に向けて、次の体系によって、具体的な取組みを進めていきます。

将来像	基本方針	長期目標
空青く 水清く ふたつの 緑深く やさしい 風が吹く まち 子どもたち に 駒ヶ根市	1 地球を大切にすまち	1-1 省エネルギー・新エネルギーをすすめよう 1-2 地球にやさしい交通をすすめよう 1-3 環境に配慮した公共事業・事業活動を増やそう
	2 物を大切にすまち	2-1 使い捨てでない、地球にやさしい製品を選ぼう 2-2 ずくを出して分別・資源化しよう 2-3 水資源を大切にし、有効に活用しよう
	3 安全で安心なまち	3-1 公害の心配のない安心して暮らせるまちをつくろう 3-2 不法投棄、ポイ捨てのないきれいなまちをつくろう 3-3 緑地や水路により、災害に強いまちをつくろう
	4 自然豊かなまち	4-1 多様な生物を守ろう 4-2 自然環境に配慮した景観・緑豊かな住環境をつくろう 4-3 生き物が豊かで、遊びたくなる水辺を復活させよう 4-4 身近な森林を守り、活かそう 4-5 環境に配慮した、やる気が出る農林業をすすめよう
	5 市民全員が主役のまち	5-1 環境活動が広がるしくみや場をつくろう 5-2 環境情報を発信し、市民の関心を高めよう 5-3 地域のコミュニティを大切にしよう
	6 豊かな心を育むまち	6-1 子どもたちの環境学習をすすめよう 6-2 市民の環境学習をすすめよう

● 計画の推進体制と進行管理

環境基本計画を単なる計画に終わらせないためには、推進体制を確立し、市民や事業者に情報を公開していくことが不可欠です。また、多様な主体がネットワーク化を図り、様々な環境活動を各主体が役割分担しながら、協働して進めていく必要があります。

環境基本計画で定められたプロジェクトなどの進行管理は、「駒ヶ根市環境市民会議」が調整役となって、計画の進行状況について、毎年、環境基本計画年次報告書「環境白書（環境レポート）」としてとりまとめ、市長に報告します。環境白書（環境レポート）の報告を受けた市長は、広く市民に公表します。公表は、市のホームページ、市報など多様な方法で行います。

市民、事業者などから寄せられる意見などは次年度以降の取組みに反映させ、また、必要に応じプロジェクトごとの個別計画を策定し、市民、事業者、行政が一体となって協働して、「望ましい将来像」を実現していきます。

II 駒ヶ根市第2次環境基本計画に基づく取組み

《解説》右の枠は目標値に対する達成状況を示しています。

→ 目標達成＝青字 目標未達成＝赤字

目標項目：H25 年度現在実績／目標値

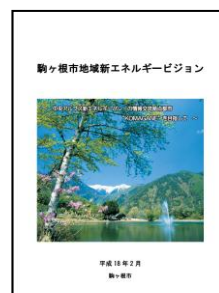
1 地球を大切にすまち

● 太陽光発電導入計画

太陽光発電導入：7.39MW／9MW(平成30年度目標値)

全国的にも日照時間が長く気候が冷涼であり、太陽光発電に有利な地域特性を生かし、市では平成21年度から5ヶ年で市内の太陽光発電2メガワット導入を進めてきました。

その後、市民の皆さんの関心の高まりやご協力により、平成23年度中に目標を達成することができたため、平成30年度までに9メガワットを導入することを新たな目標とし、引き続き導入支援及び市施設への率先導入を進めています。



太陽光発電導入計画(平成30年度:9メガワット)

			H26.3 現在					単位: kW	
			H21	H22	H23	H24	H25	H26	H30末
計画	一般住宅	単年度	146	546	767	600	600	600	
		累計	1,048	1,594	2,361	2,961	3,561	4,161	6,500
	公共施設・民間事業者	単年度	179	307	90	250	250	250	
		累計	420	727	817	1,067	1,317	1,567	2,500
	合計	単年度	325	853	857	850	850	850	
		累計	1,468	2,321	3,178	4,028	4,878	5,728	9,000
実績	一般住宅	単年度	145.52	546.14	766.76	891.85	788.16		
		累計	1,048.47	1,594.61	2,361.37	3,253.22	4,041.38		4,041.38
	民間事業者	単年度	19.00	226.27	82.88	243.23	2,230.23		
		累計	210.16	436.43	519.31	762.54	2,992.77		2,992.77
	公共施設	単年度	160.00	86.10	34.43	71.80	4.20		
		累計	160.00	246.10	280.53	352.33	356.53		356.53
	合計	単年度	324.52	858.51	884.07	1,206.88	3,022.59		3,022.59
		累計	1,418.63	2,277.14	3,161.21	4,368.09	7,390.68		7,390.68

※H23以前の計画値は実績値に変更

● 公共施設への太陽光発電システムの導入

公共施設設置：25／目標値10件(累積)

これまでに、市役所庁舎、武道館、小中学校、いきいき交流センターなど、公共施設への設置件数は、計25箇所となり、二酸化炭素排出削減と電気料等コスト削減が期待されます。

太陽光パネル設置(市庁舎・中沢小学校)



● 太陽光発電システム設置補助

市では、国の補助に上乗せするかたちで、平成12年度から住宅用太陽光発電システムへの補助を行ってきました。平成21年1月には国の補助が復活し、市の補助との重複申請が可能になっています。(H25国: 1kWあたり2万円又は1.5万円、市: 1kWあたり3万円) 補助件数は平成25年度末の累計で923件となっています。

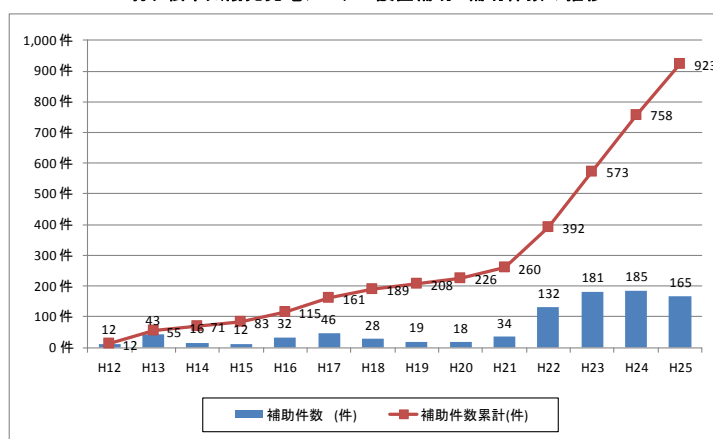
また、日経グローバルの調査では、設置助成した住民1人当たりの太陽光発電累計設置容量(=最大出力量、0.062kW)が全国の市の中でトップの水準となりました。



住宅用太陽光発電システム



駒ヶ根市太陽光発電システム設置補助 補助件数の推移



● バイオディーゼル燃料(BDF)精製事業

これまで、家庭で使い終わった天ぷら油(廃食用油)は、一部は石鹸作りなどに利用されているものの、大部分は、可燃ごみとして焼却処分されてきました。

平成18年3月策定の駒ヶ根市ごみ減量行動計画(ずく出しプラン)では、天ぷら油のバイオディーゼル燃料(Bio Diesel Fuel: BDF)化が具体的な実行目標施策の一つとなっています。

この事業は、従来からBDF精製装置の開発・自主製作を手懸けていたNPO法人アース・スチュワード・インスティテュートとの共同実験事業として開始されました。

平成25年度は、一般家庭及び公共施設等から18,005リットルの廃食用油を回収し、12,610リットルのBDFを精製しました。

精製したBDFは、ごみ収集車の燃料として使用し、軽油代替による二酸化炭素排出削減量は約33t-CO2となりました。

平成25年度までは、実証実験として市がこの事業を行っていましたが、平成26年度以降は民間の事業者において事業を実施していくこととなりました。



BDFで走るごみ収集車

● ペレットストーブの導入

上伊那森林組合では、間伐材の端材を原料とした木質ペレットの製造を手がけており、また、市内にはペレットストーブの生産を行っている事業者があります。市では、CO₂排出削減に貢献するペレットストーブの導入を進めています。



市内公共施設等への導入状況

施設名	新エネの種類	概要	設置者	設置年度
ふるさとの家	バイオマス燃料	ペレットストーブ2台	駒ヶ根市	H15
赤穂中学校	バイオマス燃料	ペレットストーブ4台	駒ヶ根市	H15
東中学校	バイオマス燃料	ペレットストーブ2台	駒ヶ根市	H15
中沢小学校	バイオマス燃料	ペレットストーブ2台	駒ヶ根市	H15
東伊那小学校	バイオマス燃料	ペレットストーブ2台	駒ヶ根市	H15
市役所市民ホール	バイオマス燃料	ペレットストーブ1台	駒ヶ根市	H20
ふれあいセンター	バイオマス燃料	ペレットストーブ1台	駒ヶ根市	H20
中沢保育園	バイオマス燃料	ペレットストーブ1台	駒ヶ根市	H20
経塚保育園	バイオマス燃料	ペレットストーブ1台	駒ヶ根市	H20
こまがね市民活動支援センター	バイオマス燃料	ペレットストーブ1台	駒ヶ根市	H21
美須津保育園(園長室)	バイオマス燃料	ペレットストーブ1台	駒ヶ根市	H21
美須津保育園(遊戯室)	バイオマス燃料	ペレットストーブ1台	駒ヶ根市	H22
すずらん子ども交流センター	バイオマス燃料	ペレットストーブ1台	駒ヶ根市	H22
東中学校(伊那養護分教室)	バイオマス燃料	ペレットストーブ1台	駒ヶ根市	H22
飯坂保育園(子育て支援ルーム)	バイオマス燃料	ペレットストーブ1台	駒ヶ根市	H22

(赤須町交流センター2台撤去)

● 小水力発電の開発



市内には落差、水量ともに豊富な多くの中小河川や農業用水路が走っており、小水力発電に適した環境が整っています。しかし、水利権、事業主体の決定など課題も多く、今後更なる研究が必要となっています。

平成24年度には、駒ヶ根市自然エネルギー小水力発電第1号が稼働、平成25年度には、駒ヶ根工業高等学校の生徒による小水力発電設備の製作のほか、市内数箇所において、発電施設設置に向けた調査及び研究が進められています。

● 新エネルギー推進協議会

駒ヶ根市における新エネルギーの利用を推進することにより、地球温暖化防止と地域経済活性化に寄与することを目的とし、各種団体や事業者、行政の参加により平成21年7月「駒ヶ根市新エネルギー推進協議会」が設立されました。

平成25年度には協議会の活動として、市内事業所のメガソーラー施設の現地視察研修を開催しました。



2 物を大切にすまち

生ゴミ資源化世帯率: **30.45%** / 目標値 100%

● 生ゴミ堆肥化事業

駒ヶ根市の可燃ごみは、現在、上伊那広域連合の焼却施設で処理されていますが、平成14年12月から市内の公共施設から出る生ゴミについては堆肥化処理を行っています。

平成25年度は、約105トンの生ゴミを回収しました。

平成20年9月からは、これに加え、実証実験として市内にモデル地区を設定し、一般家庭の生ゴミの分別回収を始めました。

平成25年度は約480世帯が参加し、約79.5トンの生ゴミが回収堆肥化されました。

市では、今後も実証実験などを通して、分別回収への取り組みを進めていきます。



【生ゴミ堆肥化装置】



【生ゴミ分別排出の様子】

● 家庭用生ゴミ処理容器・生ゴミ処理機購入補助



【生ゴミ処理容器】

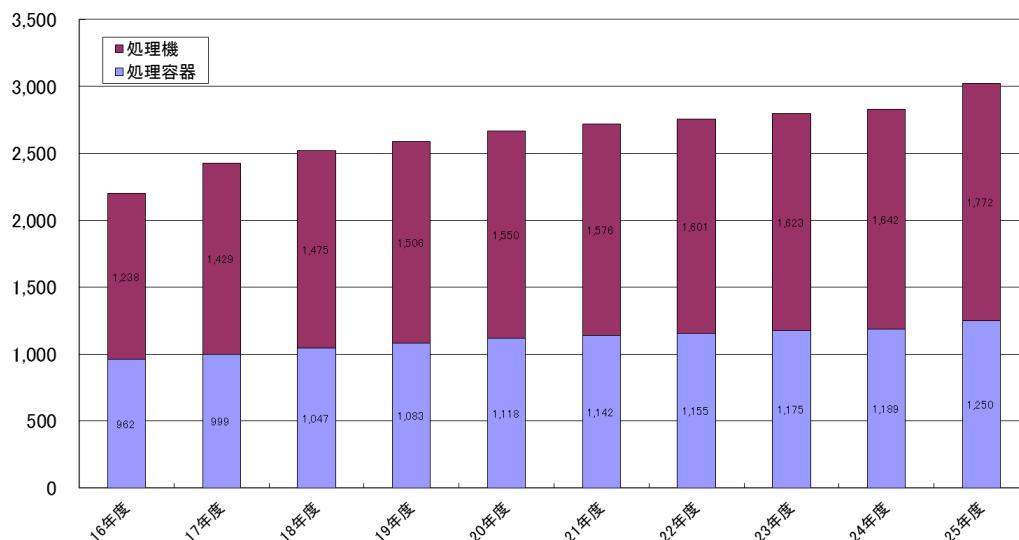


【電動式生ゴミ処理機】

市では、平成5年度から家庭用生ゴミ処理容器、平成10年度から電動式生ゴミ処理機を購入した世帯に対し、補助金を交付しています。平成25年度の補助率は、生ゴミ処理容器が購入金額の2/3（限度額5,000円）、生ゴミ処理機が購入金額の1/2（限度額30,000円）です。平成25年度末の世帯普及率は23.9%になっています。

(件)

生ゴミ処理容器等の購入補助件数累計



● 駒ヶ根市大田切りサイクルステーション

毎週土日に開いている大田切りサイクルステーションは、駒ヶ根市のすべての分別ごみ・資源物を持ち込むことができます。利用できるのは、市内の一般家庭の方で、仕事の都合や引越しなど特別な理由により、地域のステーションに出すことができない方です。管理人が常駐しており、分別の仕方を指導しています。平成18年9月の開設以来好評で、平成25年度は1日平均168人の方が利用し、利用者は増加傾向にあります。



【開設日】土・日曜日(12月31日から1月3日を除く)及び12月30日 【開設時間】午前9時から午後4時30分

大田切RSTの状況

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
年開設日数(日)	54	105	104	103	103	104	105	105
利用者数(年間・人)	2,724	8,625	13,504	16,054	17,751	18,315	17,589	17,596
同前年比		316.6%	156.6%	118.9%	110.6%	103.2%	96.0%	100.0%
日平均利用者数(人)	50.4	82.1	129.8	155.9	172.3	176.1	167.5	167.6
排出・回収量 t	びん・缶・ペット等	14.2	46.2	66.0	73.7	65.6	71.4	63.8
	紙・布・アルミ類	59.5	163.0	202.7	221.5	232.7	234.0	202.3
	可燃・不燃・容リプラ	8.2	33.1	53.4	62.5	62.4	71.5	75.7
	粗大ごみ	1.6	3.2	1.7	1.0	1.0	1.3	0.3
	計	83.4	245.5	323.8	358.7	361.7	378.2	342.1
	同前年比		294.2%	131.9%	110.8%	100.8%	104.6%	92.5%
市計画収集量(事業系除く。)t	6,239	6,251	6,039	5,849	5,669	5,597	5,475	5,440
同上との割合	1.3%	3.9%	5.4%	6.1%	6.4%	6.8%	6.4%	6.3%

* 平成18年度は半年の実績

* 回収量には、品目により推計値もある。

マイバッグ持参率: **60.48%** / 目標値 80%

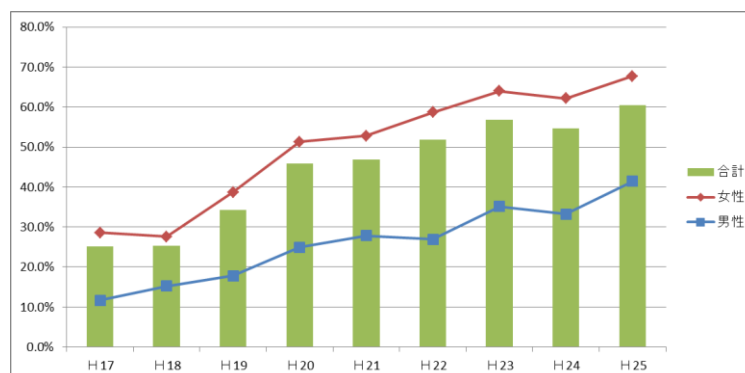
● レジ袋の削減 ～買い物袋持参運動～

市では、買い物袋持参運動を推進し、無駄なレジ袋を削減する取組みを進めています。

駒ヶ根市消費者の会では、スーパー店頭でのキャンペーンや、イベントでのマイバッグ販売などの取組みを行っています。また、県でも毎月5日をノー・レジ袋の日としてキャンペーンを行っています。お店によっては、ポイント制度や割引制度などがあり、マイバッグ持参率も上昇傾向になっています。



【店頭啓発キャンペーン】



3 安全で安心なまち

● 公害防止協定

事業活動に伴って発生する公害を防止し、地域住民の健康の保護と生活環境を保全するため、事業所と市・住民などとの間で締結する協定を公害防止協定といいます。

平成25年度末現在、市が当事者または立会人として事業所と締結している協定は49にのびります。

公害締結協定数(市一企業等間)

	H25度中に締結された協定数	H25度中に失効した協定数	年度末現在の有効な協定数
協 定 総 数			49
協 定 内 容	一 般 的 公 害 対 策		38
	原 料 ・ 燃 料 規 制		0
	ば い 煙 規 制		7
	排 水 規 制		41
	騒 音 規 制		11
	振 動 規 制		5
	悪 臭 規 制		9
	産 業 廃 棄 物 規 制		15
	そ の 他 の 公 害 規 制		25
	緑 化 等 環 境 整 備		11
	違 反 時 の 制 裁 措 置		29
	公 害 発 生 時 の 措 置		35
	うち 操 業 停 止 等 の 損 害 賠 償		34
	うち 無 過 失 損 害 賠 償		0
	立 入 調 査 関 係		34
住 民 当 事 者 と し て 関 与			19
立 会 人 と し て			14

※ 協定書、覚書、確約書等の形式を問わない

※ 市が立会人となっているものも含む

公害防止協定締結事業所数(市一企業等間)

業 種	H25度中に締結された協定数	H25度中に失効した協定数	年度末現在の有効な協定数
事業所総数			49
農 業 等			2
鉱 業			0
建 設			0
食 料 品			5
衣服・繊維			0
木材・木製品			1
紙・パルプ			0
化 学			3
石油・石炭製品			1
ゴム・皮革			0
窯業・土石			2
鉄 鋼			1
非鉄金属			2
金 属			6
機 械			7
電気等供給			0
産業廃棄物処理・処分場			5
そ の 他			14

※ 協定書、覚書、確約書等の形式を問わない

※ 市が立会人となっているものも含む

● 不法投棄防止対策・環境美化活動

不法投棄件数: **9 件** / 目標値 0 件(単年)

不法投棄廃棄物には、産業廃棄物はもちろん、環境に負荷を与えたり、健康に影響を与えたりする有害な化学物質を含むものも多くありますので、早期発見、早期適正処理が望まれます。

「不法投棄は、しない、させない、許さない」を基本に、パトロール員、環境美化推進組合など監視体制の強化や市民への啓発を行っています。

また、平成25年度は11月26日にボランティアによる不法投棄撤去作業「秋の陣」が実施され、不法投棄常習地点においてごみの撤去を行いました。



環境に負荷を与える不法投棄



不法投棄撤去作業「秋の陣」

● 河川等一斉清掃の実施



河川等一斉清掃作業

恵まれた環境を守るために、河川の浄化と不法投棄ごみ等を地域からなくすことが課題となっています。

毎年、地域の生活環境浄化と意識の高揚のために「春の河川等一斉清掃」を実施しています。この作業は地域の児童生徒も参加し、環境美化活動の意義を自主的に学べるように企画されています。

また、平成25年度は5月25日に「河川等一斉清掃」が市内一斉に行われたほか、各地区や団体による環境美化活動が行われました。

● 公害苦情処理

市には、日頃から、騒音・悪臭・大気汚染・水質汚濁等の公害に関する様々な苦情が寄せられます。これらの苦情に対し、発生源の調査及び指導、被害拡大の防止等に職員が当たっています。



オイルマットによる油吸着作業

● 公害対策（河川・湖沼水質検査）

市では毎年水質調査を実施しており、平成25年度は、市内の河川及び湖沼29箇所において、水質検査を行い、水質状況の監視及び水質向上に努めています。

平成25年度河川等水質測定地点

天竜川水系4河川	太田切川 大田原橋	市内主要河川	七面川 大法寺入口
	田沢川 天竜川 合流点		鼠川 サラダコスモ排水溝上
	下間川 横山橋		鼠川 上穂大橋下
	天王川 唐沢川合流点		鼠川 上穂沢川 合流点
主要11河川	田沢川 JA北側		上穂沢川 中央道上
	田沢川 漆山皮工場南		如来寺川 中央道上
	古田切川 ヤマウラE北		亀沢川 十二天森西側
	鼠川 美須津保育園北		新宮川 五拾目橋下
	七面川 宮の前地籍		新宮川 大津度橋下
	上穂沢川 上穂沢橋		下間川 寺井取入口
	中田切井 福岡駅前		塩田川 火山川 合流点下
	宮沢川 美里団地東	市内主要湖沼	大沼湖 排水溝付近
	宮沢川 下平入口地籍		駒ヶ池 排水溝付近
	新宮川 新宮川岸地籍		十二天池 排水溝付近
	塩田川 下塩田地籍	高原河川	駒ヶ根高原上の井取水口

※駒ヶ池排水溝付近は護岸改修工事のため平成25年度は測定不可

4 自然豊かなまち

● 地域でのアレチウリ駆除活動

外来生物駆除活動: **112 件** / 目標値 100 件(累積)



アレチウリ駆除作業

NPO法人天竜川ゆめ会議では、特定外来生物であるアレチウリの繁殖を食い止め、天竜川流域の良好な自然環境を回復するために、多くの市民に呼びかけて駆除を行っています。

長野県全体で駆除活動が行われ、駒ヶ根市では、平成25年7月28日に天竜川・新宮川流域で実施され、20名のボランティア参加がありました。

● 景観育成住民協定

住民協定地区数: **9 地区** / 目標値 10 地区(累積)

地域の良好な景観を保全し、景観整備と美しいまちづくりを進めるため、地域住民による景観形成・景観育成住民協定による取り組みが行われています。

これらの地区では、農振除外・農地転用・建物の建築・土地の造成・屋外広告物の設置などに際しては、事前に行為の届出等を行い、協議することとしています。

駒ヶ根市内の景観形成住民協定地区

住民協定の名称	認定	規模
看護大学周辺地域景観形成住民協定	H8.6	約40ha
広域農道(市道新春日街道)沿線景観形成住民協定	H9.12	約5,000m
琴ヶ沢線沿線景観形成住民協定	H10.6	約2,200m
大徳原周辺地域景観形成住民協定	H13.3	約60ha
ふたつのアルプス望岳の里『南田市場』景観形成住民協定	H13.11	約40.8ha
東伊那景観形成住民協定	H14.4 (H20.9変更)	約1,721ha
ふれあいセンター周辺(梨の木)景観形成住民協定	H14.7	約24ha
伊南バイパス「駒ヶ根南部」景観育成住民協定	H19.11	約1,900m
「光前寺周辺水仙の里」景観育成住民協定	H25.3	約97ha

● 「十二天の森」整備

市内に広がる平地森林「十二天の森」は、森林浴、動植物の観察、自然教育の場として森林空間に親しむための森林として整備されています。豊かな自然を未来に引き継いでいくため、市民ボランティアによって観察道整備や森林内の水辺整備が続けられています。

また、教育委員会主催による自然観察会も定期的で開催され、市民の憩いの場として定着しています。



十二天の森整備作業

5 市民全員が主役のまち

● 地域の環境活動への支援

助成制度の実施: **74 事業** / 目標値 300 事業(累積)

協働のまちづくりを進めるためには、市民や市民団体などが自主的・主体的に取り組む活動が欠かせません。そこで、市では協働のまちづくり補助制度を実施し、市民団体等が営利を目的とせず、不特定かつ多数の皆さんの利益の増進に自主的・主体的に行う活動に対して、補助金の交付や原材料の提供を行い、地域活動や市民活動を支援しています。

平成25年度 協働のまちづくり支援補助事業（環境関連事業抜粋）

ハッチョウトンボ保護・生息地整備

(H25.5.9~H26.3.31)

ハッチョウトンボを育む会

目的) ハッチョウトンボの生息区域の自然保護
内容) 湿地帯の整備、
個体数のデータ観測、
パトロール等



北割一区癒しの空間づくり

(H25.9.9~H25.11.10)

北割一区

目的) 地域住民及び病院関係者の親睦を図り、
周辺の景観を良くする
内容) 水仙球根の植え付け



北割二区水仙の里事業

(H25.8.9~H26.3.31)

北割二区

目的) 水仙の球根植え付けにより交流、観光に寄与
内容) 水仙植え付け作業、
草刈り作業



広小路花と緑の街づくり事業

(H25.5.10~H25.5.15)

駒ヶ根市広小路商店街振興組合

目的) 花と緑溢れる商店街にし街に賑わいを取り戻す
内容) サフィニアブーケの花鉢の設置

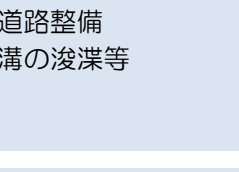


高鳥谷山山頂の環境整備事業

(H25.4.1~H25.4.30)

高鳥谷山を愛する会

目的) 高鳥谷山頂までの間の道路整備
内容) 碎石敷き、草刈り、側溝の浚渫等

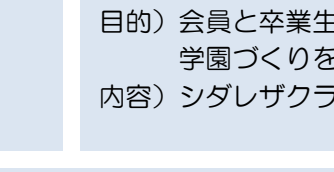


看護大学周辺緑化事業

(H26.3.1~H26.3.7)

看護大学交流市民の会

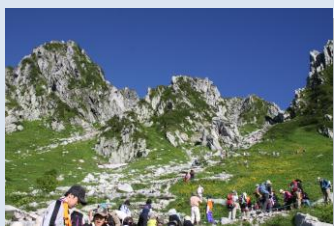
目的) 会員と卒業生が協力して、地域に根ざした学園づくりを進める
内容) シダレザクラ植樹



中央アルプスの自然・文化を知って、見て、体験しよう！

(H25.6.11~H26.3.31) こまがね探し隊

目的) 市の自然環境や文化を子どもたちに継承する
内容) 山岳イラストマップ・ホームページの作成、木曽駒ヶ岳花の道の探索等



● 協働のまちづくり市民会議の活動

駒ヶ根市協働のまちづくり条例に基づき、平成20年8月に「協働のまちづくり市民会議」が立ち上がり、環境分野としては、第2次駒ヶ根市協働のまちづくり市民会議「自然環境保護と文化遺産」グループとして活動しました。

自然保護と文化遺産マップを活用し、市民の皆さんや未来を担う子どもたちに、駒ヶ根市に残されている豊かな自然環境や文化等を知ってもらい、「みんなで守っていく」といった意識を高めることを目的として、平成23年度に、駒ヶ根市の優れた自然をまとめた「こまがね自然文化マップ」が完成しました。

平成25年度には、「駒ヶ根探し隊」として、山岳イラストマップ・ホームページの作成、木曽駒ヶ岳花の道の探索等に取り組んでいます。



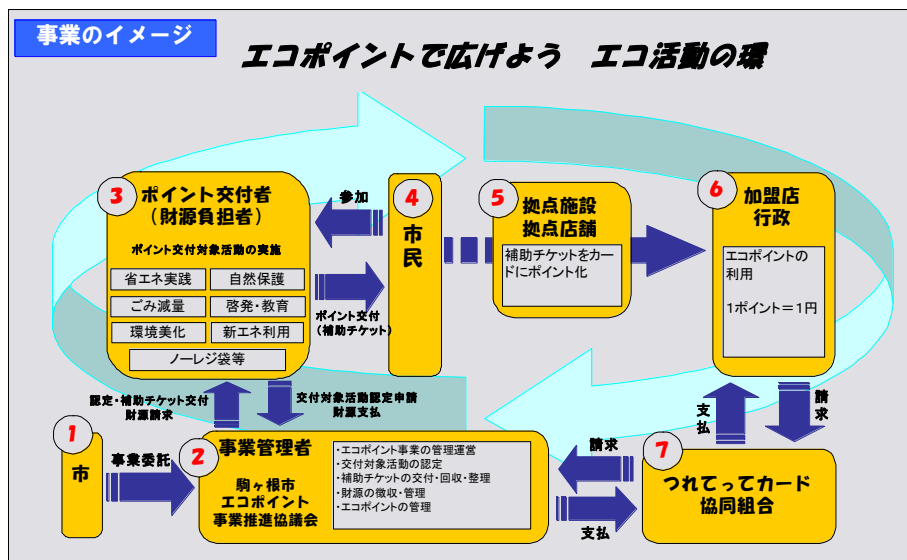
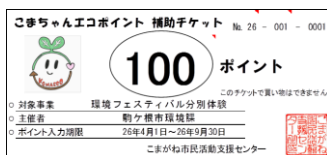
こまがね自然文化マップ（市ウェブサイトで公開しています）

● こまちゃんエコポイント制度

エコポイント事業数: **16 事業** / 目標値 30 事業(単年)

市民の環境活動への参加を促進するために、駒ヶ根市独自のエコポイント制度「こまちゃんエコポイント」があります。環境活動などに参加した人へポイントを発行し、それを「つれてってカード」に記録することで、商店街の活性化も図ろうとするものです。

平成25年度は市の事業を中心に16事業がエコポイントの交付対象となり、合計で264,320ポイント（264,320円分）が交付されました（別表参照）。



平成25年度 こまちゃんエコポイント交付対象事業

No.	事業名	実施日等	ポイント数/枚	交付済 チケット数	交付済 ポイント数
25-001	こまちゃんバス運行事業	H25.4.1～ H25.5.31	50	102	5,100
25-002	ハッチョウトンボ生息地の整備	H25.4.6	500	3	1,500
25-003	駒ヶ根高原清掃ボランティア活動	H25.5.26	100	69	6,900
25-004	天竜川美化清掃	H25.7.13	100	74	7,400
25-005	太陽光発電セミナー「メガソーラー見学会」	H25.9.7	100	25	2,500
25-006	ハッチョウトンボ生息地の整備	H25.9.23	500	6	3,000
25-007	ふれあい広場資源物回収	H25.9.8	10	246	2,460
25-008	環境フェスティバル(分別体験)	H25.10.19	100	200	20,000
25-009	環境フェスティバル(3kmウォーキング)	H25.10.19	100	48	4,800
25-010	環境ポスター・標語募集	H25.10.19	100	262	26,200
25-011	不法投棄撤去作業「秋の陣」	H25.11.16	200	25	5,000
25-012	こまがねフューチャーフラッグづくり	H25.11.9	100	60	6,000
25-013	エコ通勤推進事業	H25.12.20	150	22	3,300
25-014	古いメガネ回収・エコ事業	H26.2.1～ H26.2.10	200	133	26,600
25-015	天竜川流域侵略植物駆除大作戦「冬の陣」	H26.2.9	100	10	1,000
25-016	生ごみ分別モデル回収	H26.3.12	360	396	142,560
合計				1,681	264,320

ハッチョウトンボ生息地の整備

ハッチョウトンボを育む会

駒ヶ根市南割公園トンボ池を、市の昆虫であるハッチョウトンボの生息地として整備し、世界一小さいトンボが生息できる自然豊かな環境づくりのため、ボランティアを募り、参加者にはエコポイントの他に、メダカの優先配布券もプレゼントしました。【500P×9人】



駒ヶ根高原清掃ボランティア活動

62 あすなろ会（62年度赤穂中学校卒業生）

駒ヶ根高原（駒ヶ池～大沼湖）周辺のゴミ拾いボランティア活動を行いました。

【100P×69人】



天竜川美化活動

駒ヶ根天竜川河川愛護連絡会

天竜川（東伊那大久保～下平丸塚公園）の間の清掃活動及びアレチウリ駆除活動を実施。【100P×74人】



エコ通勤推進事業回収

株式会社 塩澤製作所

地球温暖化防止等の環境保全活動の必要性が叫ばれる中、企業として環境に配慮した取り組みを実施することで、従業員一人ひとりの環境意識の向上を目的に実施しました。

公共交通機関、自転車、徒歩、又は乗り合わせ通勤を行った社員に対し、エコポイントを進呈しました。【150P×22人】



太陽光発電セミナー

駒ケ根市新エネルギー推進協議会

自然エネルギーの推進を図るため、市内初のメガワットソーラー施設の見学会を開催。【100P×25人】



環境フェスティバル

駒ケ根市環境課・保健福祉課

●分別体験（環境クイズ）
ごみの分別方法をクイズ形式で体験していただき、正しいごみの出し方について学んでもらいました。



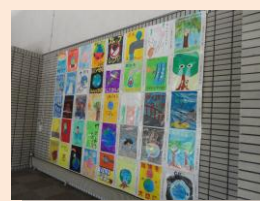
●3km ウォーキング

日頃から歩く習慣を身につけ、健康と環境にやさしい生活を推進しました。

●環境ポスター・標語の表彰

子ども達に環境に対する意識を高めてもらうため、市内の小中学生から環境ポスター・標語を募集し、優秀な作品を表彰いたしました。

【100P×510人（各事業合計）】



不法投棄撤去作業「秋の陣」

駒ケ根市環境課

ボランティアを募り、不法投棄の常習地点において、撤去作業を行いました。

【200P×25人】



生ごみ分別モデル回収

駒ケ根市環境課

市内にモデル地区を設定し、一般家庭からの生ごみの分別回収を実施しています。

【360P×396世帯】



古いメガネ回収・エコ事業

株式会社 ヤマサン宝飾

メガネの正しい捨て方がわからず、不適切な投棄が増加傾向にある中で、少しでもメガネの不法投棄を減らすため、古いメガネの回収事業を実施しました。

古いメガネを持参していただいたお客様には、エコポイントを進呈し、再利用又は適正な処分を行う。【200P×133本】



こまがねフューチャーフラッグづくり

駒ケ根市企画課

自然豊かで環境にやさしい市の未来を描くイベントを開催し、環境意識の向上を図る。【100P×60人】



資源物回収（ふれあい広場）

駒ケ根市エコポイント推進協議会

資源物回収の促進とエコポイント事業の推進のため、ふれあい広場で資源物回収を実施。【10P×246枚】



6 豊かな心を育むまち

出前講座: 7回 / 目標値 10回 / 年

● 学校・保育園への環境サポーター等の環境出前講座



小学校での出前講座

子どもたちの環境に対する意識が高まるよう、市内の小学校では電力関連企業による体験型環境講座（出前講座）を実施しています。

出前講座では、エネルギー問題や地球温暖化について理解を深めてもらい、太陽光発電を使った実験を交えながら、未来の地球を守るためのエネルギーと技術について学んでいます。

● 環境講演会・研修会の開催

環境講座参加者: 2,487人 / 目標値 2,000人 (累積)

ごみ対策・新エネ・省エネ・自然環境保全等に対する市民の意識を啓発するため、環境フェスティバルや環境市民会議等で、学習する機会を設けました。

また、平成 25 年 3 月 31 日に駒ヶ根市が景観行政団体に移行したことを記念して、「駒ヶ根市景観講演会」が開催されました。参加者のみなさんは、景観に対する関心が高く、おもてなしの景観を目指して、熱心に耳を傾けていました。



屋外広告物の市内視察



景観講演会

● 環境ポスターの募集

地球環境や身近な生活環境などの重要性について、多くの人に関心を高めてもらうことを目的に、環境ポスターを募集したところ、市内小中学校をはじめとして多くの作品が集まりました。



Ⅲ 駒ヶ根市の環境の現状

1 地球環境

● 駒ヶ根市の温室効果ガス排出量

(単位: t-CO₂/年)

			1990(H2)		2000(H12)		2012(H24)	
			排出量	割合	排出量	割合	排出量	割合
二酸化炭素排出量	産業部門	製造業	71,245	36.0%	83,903	34.0%	83,893	31.9%
		農林水産業	2,615	1.3%	3,654	1.5%	4,480	1.7%
		建設業・鉱業	7,078	3.6%	7,472	3.0%	4,610	1.8%
			80,938	40.9%	95,029	38.5%	92,983	35.4%
	家庭部門		34,576	17.5%	45,887	18.6%	50,406	19.2%
	業務部門		24,443	12.4%	35,903	14.5%	52,819	20.1%
	運輸部門		57,299	29.0%	69,378	28.1%	66,145	25.2%
	一般廃棄物		537	0.3%	609	0.2%	261	0.1%
	小計		197,793	100%	246,806	100%	262,614	100%
	二酸化炭素以外			15,337		10,090		6,575
温室効果ガス排出量合計			213,130		256,896		269,189	

人口	32,771		34,338		33,134	
1人当たり二酸化炭素排出量	6.04		7.19		7.93	
1人当たり温室効果ガス排出量	6.50		7.48		8.12	

※二酸化炭素以外: CH₄、N₂O、HFCs

(駒ヶ根市: 環境課)

H23 から温室効果ガス排出量推計ソフト導入

● 長野県内の酸性雨の状況

酸性雨(pH値)調査結果(平成25年度)

調査地点		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
上田市	上田合同庁舎(上田市材木町1-2-6)	5.25	5.47	4.64	5.08	5.00	5.43	5.66	5.08	5.72	-	-	-
飯田市	飯田合同庁舎(飯田市追手町2-678)	6.33	6.25	5.27	-	-	-	-	-	5.57	5.33	5.35	5.28
松本市	松本合同庁舎(松本市島立1020)	6.07	5.90	5.00	5.81	4.70	5.56	5.77	6.27	5.90	5.85	5.63	5.77
白馬村	八方池山荘(北安曇郡白馬村北城4488-277)	-	5.14	5.03	4.66	4.93	4.79	5.15	4.86	5.54	4.60	4.86	4.86
長野市	環境保全研究所(長野市安茂里米村1978)	4.77	5.81	4.63	4.83	4.78	5.28	5.36	4.55	5.07	4.68	4.96	4.85

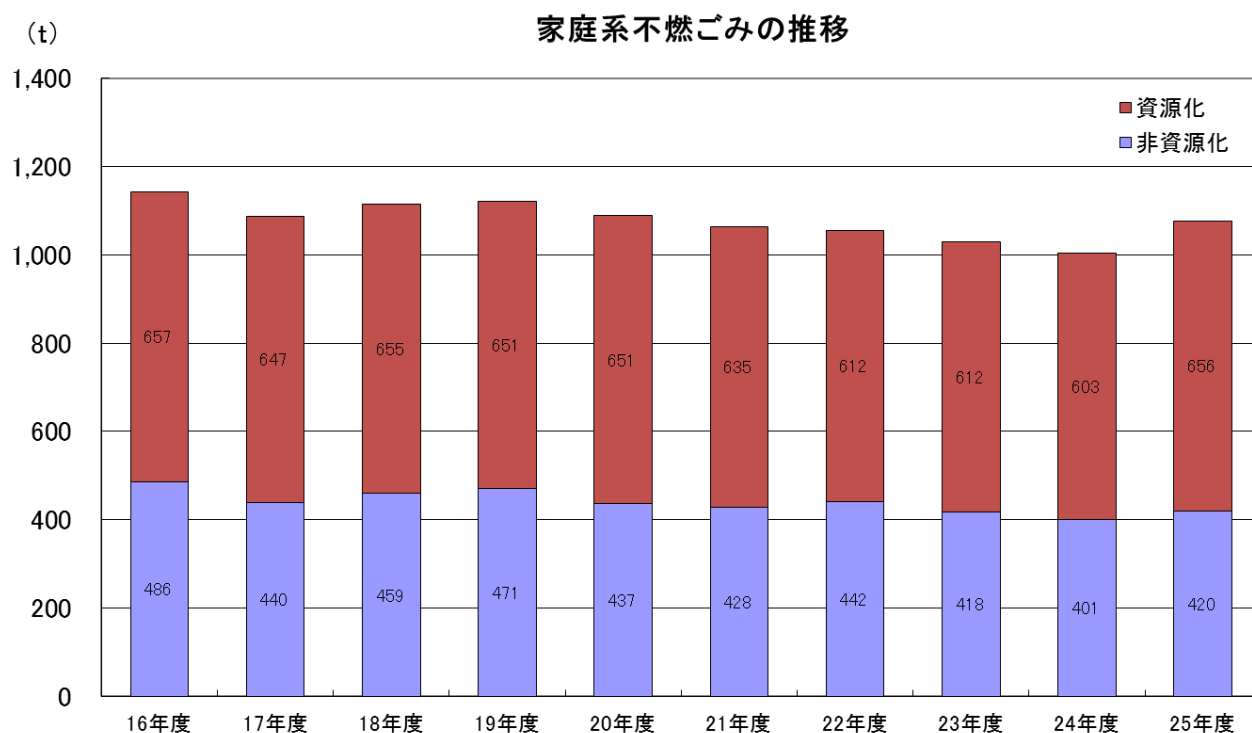
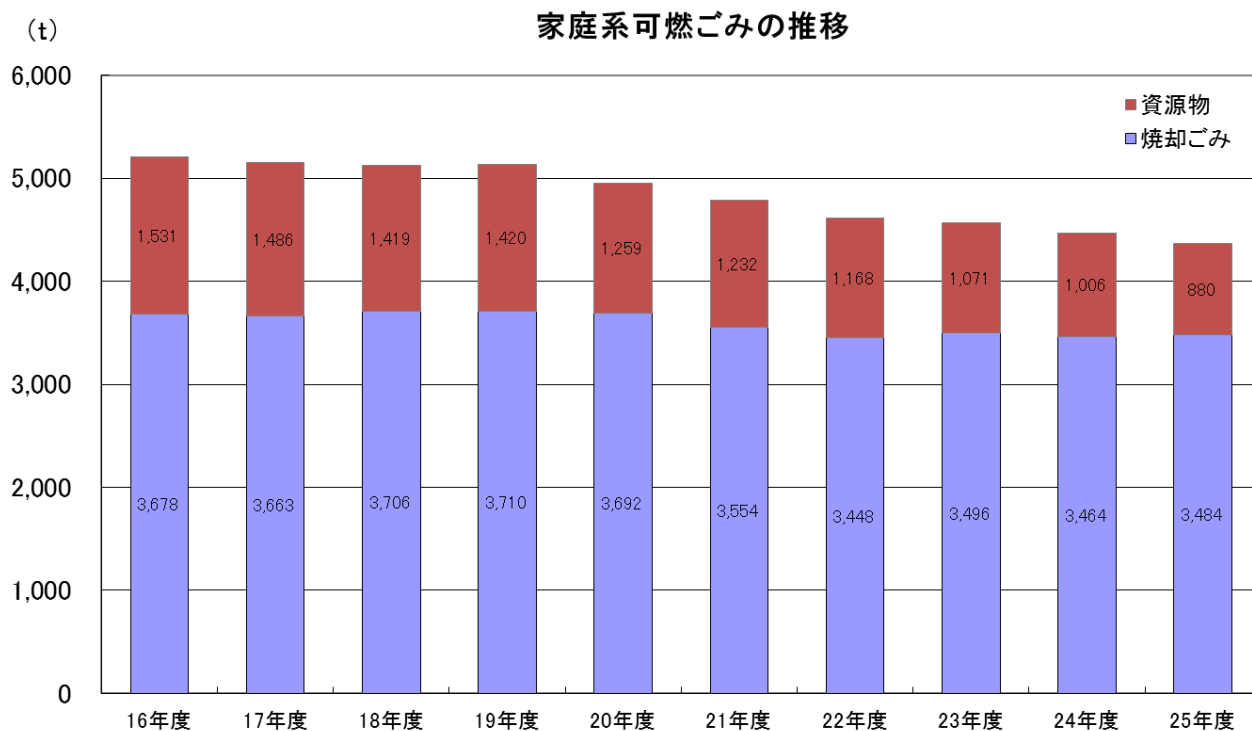
pH5.6以下を酸性雨という

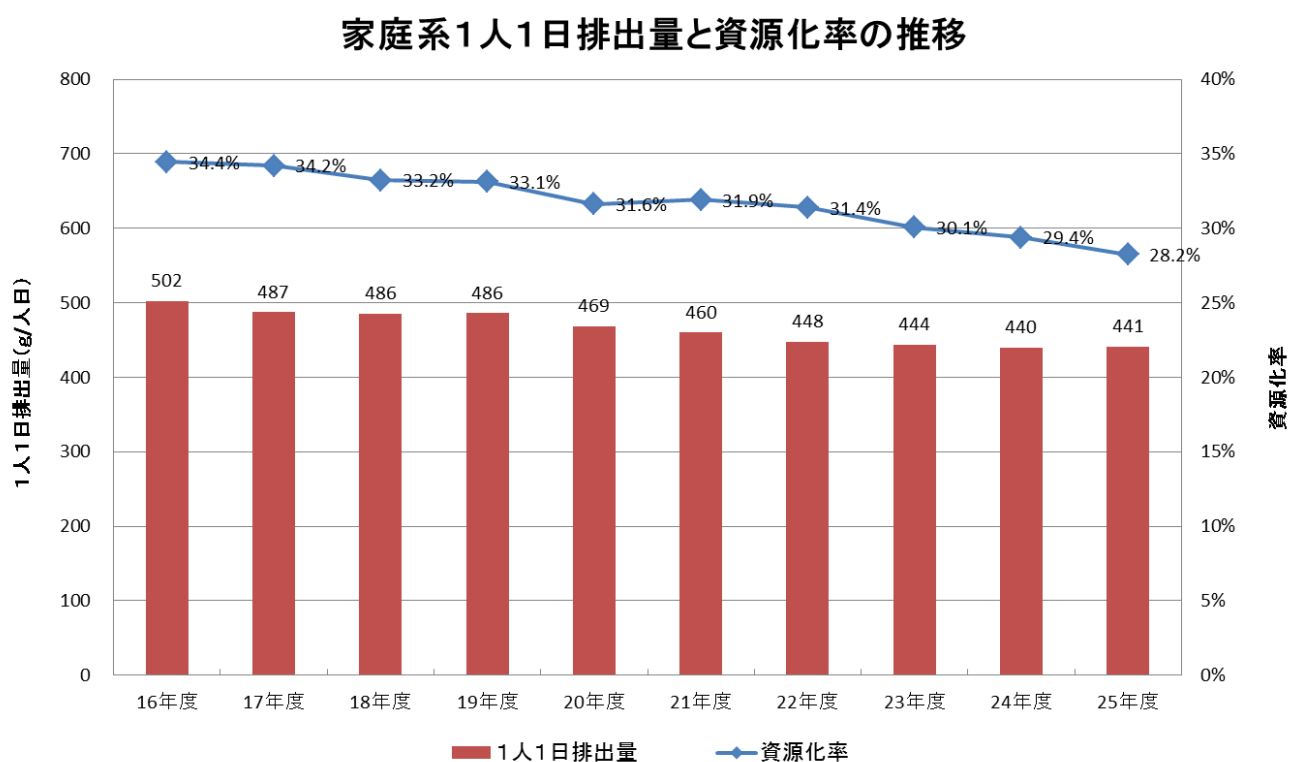
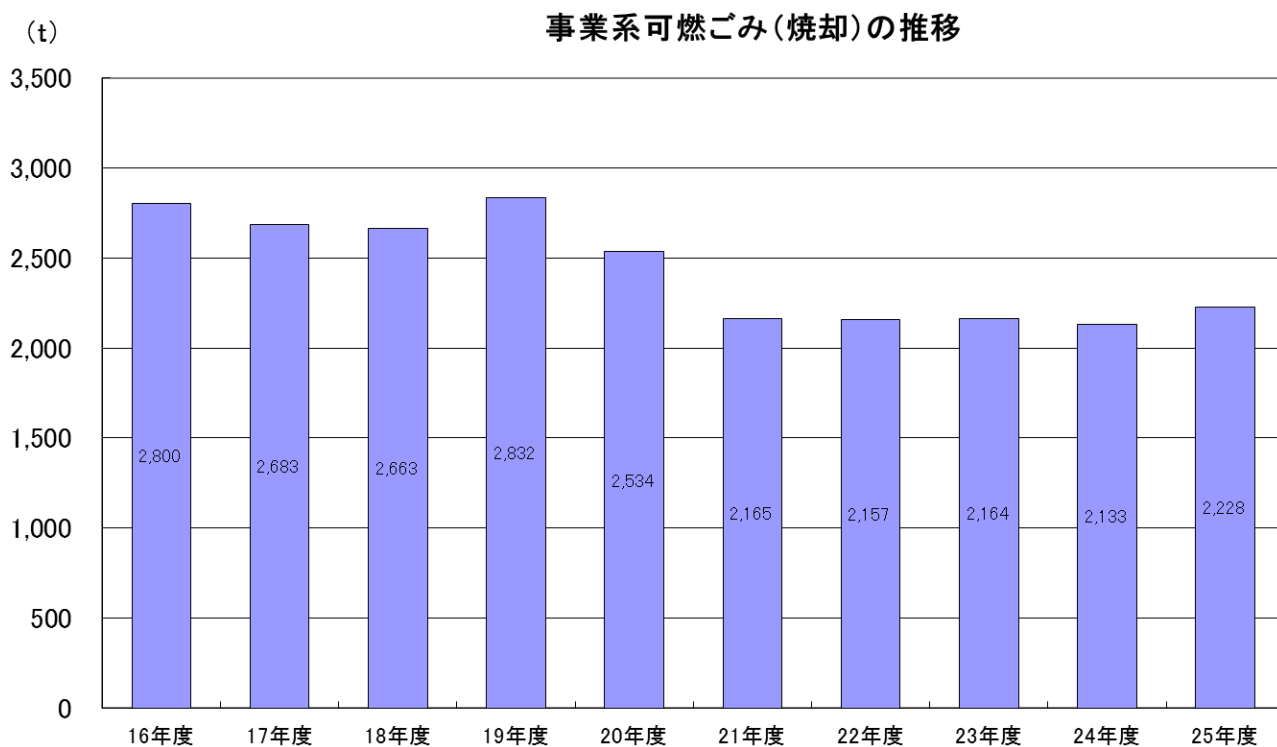
資料: 長野県水大気環境課

(注) 上田市の1月から3月分、飯田市の7月から11月分は、工事のため欠測

2 廃棄物・リサイクル

● ごみの減量化・資源化





駒ヶ根市の一般廃棄物計画収集の状況

	単位	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
基本	人口(10/1現在)	人	34,643	35,197	35,304	35,298	34,829	34,673	34,558	34,080	33,773
	世帯数(10/1現在)	世帯	12,123	12,472	12,704	12,772	12,637	12,656	12,741	12,653	12,696
	平均世帯員数	人	2.86	2.82	2.78	2.76	2.76	2.74	2.71	2.69	2.66
	ごみ処理費用	千円	290,304	282,572	288,058	304,760	313,980	292,187	297,039	285,404	265,750
可燃ごみ	焼却	t	3,678	3,663	3,710	3,692	3,554	3,448	3,496	3,464	3,484
	事業系	t	2,800	2,683	2,832	2,534	2,165	2,157	2,164	2,133	2,228
	焼却計	t	6,478	6,347	6,542	6,226	5,719	5,605	5,660	5,597	5,712
	資源物	t	1,531	1,486	1,420	1,259	1,232	1,168	1,071	1,006	880
不燃ごみ	資源化計	t	8,010	7,833	7,962	7,485	6,951	6,773	6,731	6,603	6,592
	不燃ごみ計	t	140	126	140	111	125	85	97	130	142
	ガラス	t	79	71	79	63	64	125	102	60	62
	金属	t	27	30	29	34	33	29	28	25	26
有害ごみ	埋立て	t	210	189	209	217	197	194	185	181	180
	廃プラ(黒)	t	30	24	15	12	9	9	6	5	10
	粗大ごみ・不法投棄	t	486	440	471	437	428	442	418	401	420
	不燃ごみ計	t	7	8	10	7	6	7	7	6	6
資源	乾電池	t	2	3	2	2	2	2	2	2	2
	蛍光灯	t	26	30	29	29	28	29	29	27	25
	ペットボトル	t	466	453	463	471	466	443	439	444	452
	資源化計	t	120	118	113	106	100	100	101	91	130
資源化計	びん	t	25	24	17	17	16	15	17	19	17
	スチール缶	t	12	11	17	19	17	16	16	14	24
	アルミ	t	657	647	651	651	635	612	612	603	656
	資源化計	t	1,143	1,087	1,122	1,088	1,063	1,054	1,030	1,004	1,076
不燃ごみ	不燃ごみ計	t	9,152	8,920	9,084	8,573	8,014	7,827	7,761	7,607	7,668
	ごみ総量	t									

駒ヶ根市の一般廃棄物分別区分

			H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
資源物	容器包装リサイクル法	無色びん	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		茶色びん	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		その他びん	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		ペットボトル	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		プラ製容包類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		牛乳パック	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		段ボール	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		紙製容包類										
		アルミ缶	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		スチール缶	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	その他	蛍光管	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		乾電池	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		新聞	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		雑誌・雑紙類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		布類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		アルミ類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		廃食用油				○	○	○	○	○	○	○
		生ごみ(モデル地区)					○	○	○	○	○	○
		小型家電										
非資源物	その他金属	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	その他ガラス	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	灰	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	廃プラスチック	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	燃やせるごみ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	粗大ごみ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
分別数			21	21	21	22	23	23	23	23	23	

全国統一物	テレビ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	冷蔵庫・冷凍庫	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	洗濯機	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	エアコン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	パソコン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	オートバイ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	自動車	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
分別数		7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
全分別数		28	28	28	29	30	30	30	30	30	30

ごみ減量行動計画目標の達成状況

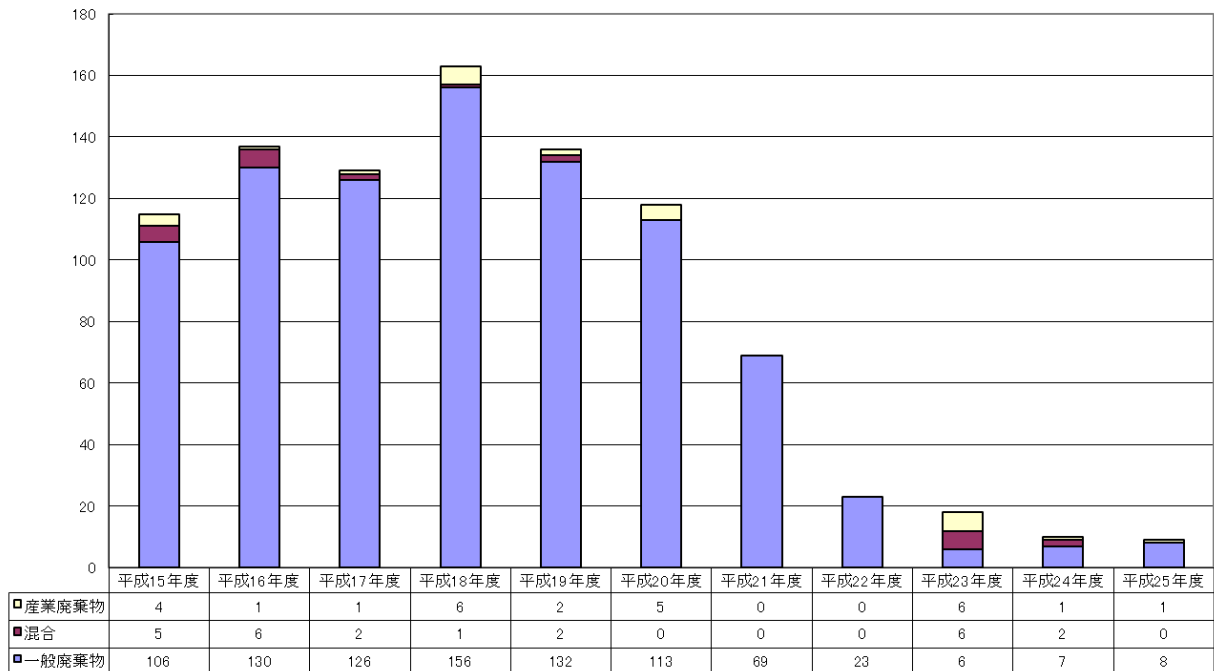
		単位	16年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
家庭系1人1日平均排出量 (資源物含む。)	計画	g	497.3	490	480	470	460	450	440
	実績	g	497.3	486	485	469	460	448	444
家庭系資源物化率	計画	%	34.60%	36.68%	38.76%	40.84%	42.92%	45.00%	
	実績	%	34.60%	33.24%	33.12%	31.62%	31.92%	31.37%	30.06%
事業系燃やせるごみ(年)	計画	t	2,823	2,678	2,534	2,389	2,245	2,100	
	実績	t	2,823	2,663	2,832	2,534	2,165	2,157	2,164
人口推計			34,651	34,700	34,694	34,687	34,681	34,673	34,558
(参考) 家庭系の全量	計画	t	6,352	6,206	6,078	5,951	5,823	5,695	5,550
	実績	t	6,352	6,239	6,252	6,039	5,849	5,670	5,597

ごみ減量行動計画 第2期 目標の達成状況

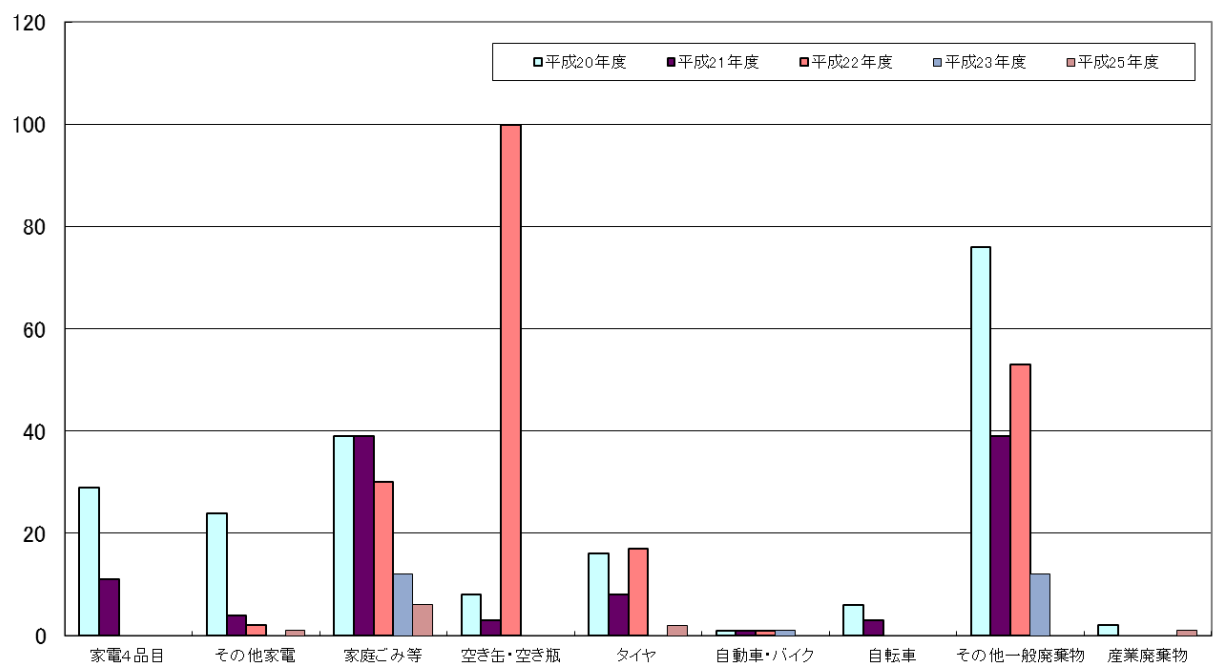
		単位	H21実績	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
家庭系1人1日平均排出量 (資源物含む。)	計画	g		450	440	430	420	410
	実績	g	460	444	440	441		
家庭系資源物化率	計画	%		34	36	38	40	42
	実績	%	31.9	30.1	29.4	28.2		
事業系燃やせるごみ(年)	計画	t		2,170	2,170	2,170	2,170	2,170
	実績	t	2,165	2,164	2,133	2,228		
人口推計				34,558	34,080	33,773		
(参考) 家庭系の全量	計画	t		5,676	5,473	5,301		
	実績	t	5,849	5,596	5,474	5,440		

● 不法投棄の状況

不法投棄の新規発見件数



種類別不法投棄発見件数



3 公害苦情

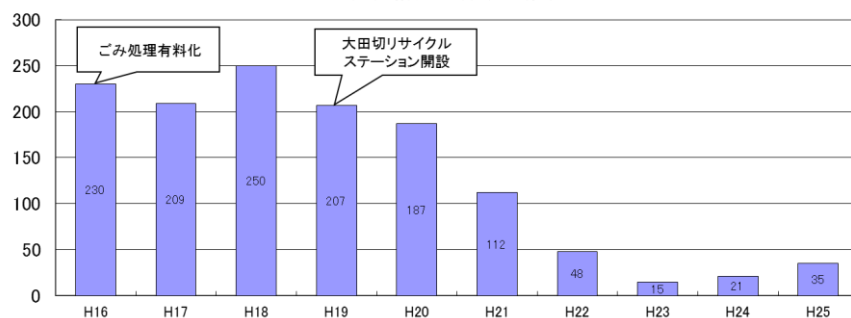
● 公害苦情受付状況

公害苦情件数の推移

区分	年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
総数	受付	230	209	250	207	187	112	48	15	21	35
	内解決	210	208	250	207	187	112	48	15	21	35
① 大気汚染	受付	33	30	33	32	36	13	19	7	6	12
	内解決	33	30	33	32	36	13	19	7	6	12
② 水質汚染	受付	21	35	31	9	15	21	3	2	4	6
	内解決	19	35	31	9	15	21	3	2	4	6
③ 土壌汚染	受付	5	1	4	2	0	7	1	0	1	1
	内解決	5	1	4	2	0	7	1	0	1	1
④ 騒音	受付	6	6	5	7	5	2	1	0	0	4
	内解決	4	5	5	7	5	2	1	0	0	4
⑤-2 低周波騒音	受付	0	1	1	0	2	1	0	0	0	0
	内解決	0	1	1	0	2	1	0	0	0	0
⑤ 振動	受付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	内解決	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑥ 地盤沈下	受付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	内解決	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑦ 悪臭	受付	6	8	7	7	6	0	0	0	0	3
	内解決	5	8	7	7	6	0	0	0	0	3
⑧ 日照権	受付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	内解決	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑨ 通風権	受付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	内解決	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑩ 光害	受付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	内解決	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑪ 電波障害	受付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	内解決	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑫ 土砂散乱	受付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	内解決	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑬ 土砂流出	受付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	内解決	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑭ 一般廃棄物	受付	159	129	159	135	123	69	25	6	10	9
	内解決	144	129	159	135	123	69	25	6	10	9
⑮ 産業廃棄物	受付										
	内解決										
⑯ ふん・尿害	受付	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0
	内解決	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0
⑰ 害虫等発生	受付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	内解決	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑱ 火災の危険	受付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	内解決	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑲ 動物死骸放置	受付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	内解決	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑳ その他	受付	0	0	11	15	0	0	0	0	0	0
	内解決	0	0	0	11	15	0	0	0	0	0

(件)

公害苦情受付件数の推移



4 大気環境

● 大気の状態

大気測定結果（県調査）

測定地点：伊那合同庁舎

年度	二酸化硫黄 年平均値 (ppm)	二酸化窒素 年平均値 (ppm)	光化学オキシダント 年平均値 (ppm)	浮遊粒子状物質 年平均値 (mg/m ³)
平成13年	0.005	0.012	0.029	0.021
平成14年	0.004	0.012	0.031	0.017
平成15年	0.004	0.012	0.033	0.018
平成16年	0.003	0.012	0.034	0.017
平成17年	0.004	0.011	0.035	0.017
平成18年	0.004	0.013	0.030	0.017
平成19年	0.003	0.009	0.030	0.015
平成20年	0.004	0.008	0.035	0.014
平成21年	0.003	0.010	0.035	0.013
平成22年	0.003	－	－	0.012
平成23年	0.003	－	－	0.021
平成24年	0.003	－	－	0.017
平成25年	0.003	－	－	0.018

資料：長野県水大気環境課

○大気の汚染に係る環境基準

（昭和48年5月8日環境庁告示第25号 最終改正 平成13年4月20日環境省告示第30号）

物質	二酸化硫黄	二酸化窒素	光化学オキシダント	浮遊粒子状物質
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。

● 交通騒音の状況

交通騒音

自動車交通騒音調査結果

年 度	平成14年		平成15年		平成16年		平成17年		平成18年		平成19年		平成20年		平成21年		平成24年		平成25年		環境基本法	騒音規制法
測 定 場 所	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	環境基準	要請限度
国道153号（小町屋）	70	68	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C類型	c区域
国道153号（福岡）	-	-	73	70	74	71	73	69	71	67	71	67	67	59	67	59	-	-	-	-	C類型	c区域
県道駒ヶ根駒ヶ岳公園線（上穂北）	69	64	68	64	66	62	68	63	68	62	68	62	-	-	67	62	-	-	-	-	B類型	b区域
新春日街道（北割二区）	71	67	73	68	72	68	72	67	71	67	70	66	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新春日街道（八幡原付近）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	73	67	71	65	-	-	-	-	-	-
国道153号バイパス飯田方面行き（町二区）	-	-	-	-	61	56	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	B類型	b区域
国道153号バイパス飯田方面行き（町四区）	-	-	-	-	-	-	65	60	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C類型	c区域
国道153号バイパス飯田方面行き（小町屋）	-	-	-	-	-	-	-	-	61	54	-	-	-	-	-	-	-	-	65	57	C類型	c区域
国道153号バイパス飯田方面行き（飯坂）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	65	62	-	-	-	-	-	-	C類型	c区域
国道154号バイパス飯田方面行き（経塚）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	61	58	-	-	-	-	B類型	b区域
国道153号バイパス伊那方面行き（町二区）	-	-	-	-	61	55	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	B類型	b区域
国道153号バイパス伊那方面行き（町四区）	-	-	-	-	-	-	66	61	-	-	-	-	-	-	-	-	60	56	-	-	C類型	c区域
国道153号バイパス伊那方面行き（小町屋）	-	-	-	-	-	-	-	-	61	55	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C類型	c区域
国道153号バイパス伊那方面行き（東町）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	65	61	-	-	-	-	-	-	C類型	c区域
国道154号バイパス伊那方面行き（赤須東）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	63	58	-	-	-	-	B類型	b区域
国道153号（北町）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	67	63	66	60	-	-	65	58	-	-	B類型	b区域
古田切線（下平）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	63	51	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中央自動車道西宮線（北割一区切石）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	63	51	-	-	-	-	-	-	61	61	-	-

※基準適用外である新春日街道及び古田切線を除き、「道路に面する地域」及び「幹線交通を担う道路に近接する空間」に該当

資料：駒ヶ根市環境課

環境基準超過

環境基準及び要請限度超過

地域評価(面的評価)結果

年度	評価箇所	評価区間全体①+②			近接空間①			非近接空間②		
		戸数	環境基準 超過戸数 (昼間)	環境基準 超過戸数 (夜間)	戸数	環境基準 超過戸数 (昼間)	環境基準 超過戸数 (夜間)	戸数	環境基準 超過戸数 (昼間)	環境基準 超過戸数 (夜間)
平成15年	県道駒ヶ根駒ヶ岳公園線(上穂北)	56	0	1	19	0	0	37	0	1
平成16年	国道153号バイパス飯田方面行き(町二区)	18	0	0	6	0	0	12	0	0
	国道153号バイパス伊那方面行き(町二区)	15	0	0	4	0	0	11	0	0
平成17年	国道153号バイパス飯田方面行き(町四区)	12	0	0	3	0	0	9	0	0
	国道153号バイパス伊那方面行き(町四区)	19	0	0	8	0	0	11	0	0
平成18年	国道153号飯田方面行き(福岡)	63	17	18	22	16	16	41	1	2
	国道153号伊那方面行き(福岡)	33	6	11	12	6	6	21	0	5
平成19年	県道駒ヶ根駒ヶ岳公園線 国道方面行き(上穂北)	13	0	0	4	0	0	9	0	0
	県道駒ヶ根駒ヶ岳公園線 駒ヶ根IC方面行き(上穂北)	41	0	0	13	0	0	28	0	0
平成20年	国道153号バイパス飯田方面行き(飯坂)	27	0	0	9	0	0	18	0	0
	国道153号バイパス伊那方面行き(東町)	11	0	0	2	0	0	9	0	0
平成21年	国道153号バイパス飯田方面行き(経塚)	22	0	0	6	0	0	16	0	0
	国道153号バイパス伊那方面行き(赤須東)	15	0	0	3	0	0	12	0	0
平成24年	一般国道153号(旧道)	285	0	0	117	0	0	168	0	0
	一般国道153号(伊南バイパス)	230	0	0	69	0	0	161	0	0
平成25年	中央自動車道西宮線	46	0	2	14	0	0	32	0	2
	一般国道153号	435	0	0	203	0	0	232	0	0

資料:駒ヶ根市環境課

○騒音に係る環境基準(平成10年9月30日環境庁告示第64号)(抜粋)

地域の 類型	基準値		類型をあてはめる地域
	昼間 午前6時から 午後10時まで	夜間 午後10時から 翌日の午前6時まで	
A A	50 デシベル以下	40 デシベル以下	環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第2 項の規定により県知事が類型ごとに指定する地域
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下	
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下	

(注)

- 1 A Aを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
- 2 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
- 3 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
- 4 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域(以下「道路に面する地域」という。)については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下

- 1 「幹線交通を担う道路」とは、道路法第3条の規定による高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。)をいう。
 - 2 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定する。
 - (1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
 - (2) 2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル
- (注) 評価手法は、等価騒音レベル(L A e q)とする。

○騒音に係る環境基準の類型指定状況（平成11年3月25日県告示第182号）

市町村名	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	付表の地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	市街化調整区域	付表の地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	付表の地域	告示年月日及び告示番号
駒ヶ根市	A	A	A	A		B	B	B			C	C	C	C			駒ヶ根市が告示

○騒音規制法に基づく規制基準等（抜粋）

1 規制基準等

●特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準（昭和50年2月27日 県告示第97号）

時間の区分 区域の区分	昼間 （午前8時から午後6時まで）		朝 （午前6時から午前8時まで） 夕 （午後6時から午後9時まで）		夜間 （午後9時から翌日の午前6時まで）
第1種区域	50 デシベル		45 デシベル		45 デシベル
第2種区域	60 デシベル		50 デシベル		50 デシベル
第3種区域	65 デシベル		65 デシベル		55 デシベル
第4種区域	70 デシベル		70 デシベル		65 デシベル

（備考）

- 1 規制基準は、特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度という。
- 2 第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第3項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準値は、それぞれの基準値から5デシベルを減じた値とする。

●騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（要請限度）（平成12年3月30日 県告示第209号）

区域の区分	昼間 午前6時から午後10時まで	夜間 午後10時から翌日の午前6時まで
1 a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
2 a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
3 b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

この場合において「幹線道路を担う道路に近接する区域」については上表にかかわらず、特例として次の表のとおりとする。

昼間 午前6時から午後10時まで	夜間 午後10時から翌日の午前6時まで
75 デシベル	70 デシベル

（備考）

- 1 車線とは、一縦列の自動車（二輪のものを除く。）が安全かつ円滑に走行するため必要な幅員を有する帯状の車道の部分をいう。
- 2 「幹線交通を担う道路」とは、道路法第3条に規定による高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。）をいう。
- 3 「幹線交通を担う道路に近接する区域」とは、次の車線数の区分に応じ道路の敷地の境界線からの距離によりその範囲を特定する。
 - ・ 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
 - ・ 2車線を超える車線数を有する幹線交通を担う道路 20メートル

2 指定地域

●騒音規制法第3条第1項の規定に基づく指定状況（昭和50年2月27日 県告示第97号）

市町村名	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	付表の地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	市街化調整区域	付表の地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	付表の地域	工業地域	工業専用地域	付表の地域	告示年月日 及び 告示番号
駒ヶ根市	1	1		2	2	2	2	2			3	3	3		4			駒ヶ根市が告示

（備考）

1 この表において、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた用途地域をいう。また、市街化調整区域とは、同法第7条の規定により定められた市街化調整区域をいう。

2 表中の1、2、3及び4は、それぞれ第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域を表す。

3 指定状況は平成25年3月31日現在

●騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令の地域指定状況（昭和50年2月27日 県告示第97号）

市町村名	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	付表の地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	市街化調整区域	付表の地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	付表の地域	告示年月日 及び 告示番号
駒ヶ根市	a	a	a	a		b	b	b			c	c	c	c			駒ヶ根市が告示

（備考）

1 この表において、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた用途地域をいう。また、市街化調整区域とは、同法第7条の規定により定められた市街化調整区域をいう。

2 表中のa、b、及びcは、それぞれa区域、b区域、及びc区域を表す。

3 指定状況は平成25年3月31日現在

5 水環境

● 河川等の水質状況

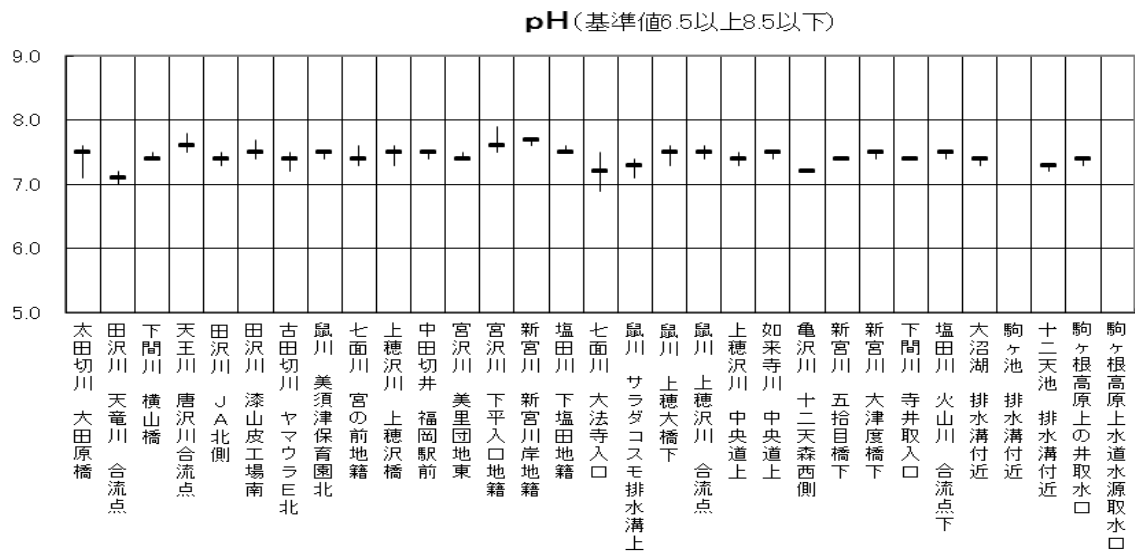
平成25年度 市内河川・湖沼水質測定結果

- ・縦棒の上下は最大値と最小値を示し、一印は平均値を示しています。
- ・測定値が0.5mg/L未満または1mg/L未満の場合は、0.5mg/Lまたは1mg/Lとしています。
- ・基準値は天竜川（三峰川合流点から宮ヶ瀬橋まで）の環境基準値です。

※平成25年度より駒ヶ根高原上水道水源取水口は測定地点から除外、駒ヶ池は護岸改修工事のため測定値無し

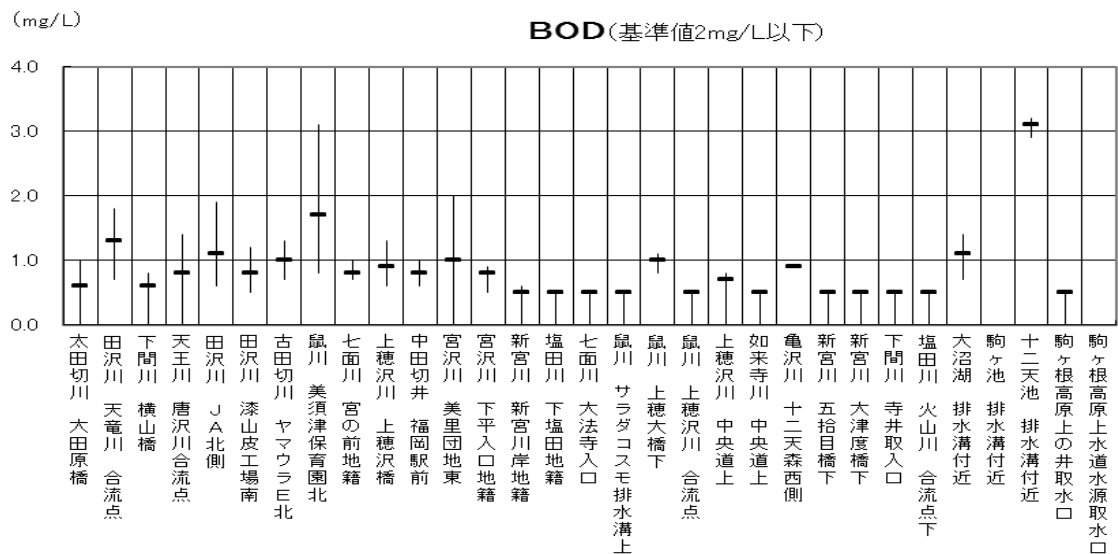
pH(水素イオン濃度)

水の酸性・アルカリ性を示すものでpHが7のときは中性、これより数値の高い場合はアルカリ性、低い場合は酸性であることを示します。

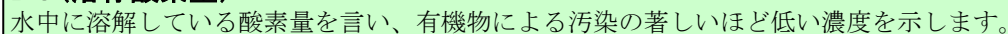


BOD(生物化学的酸素要求量)

水中にある有機物をバクテリアが分解するのに必要な酸素の量をいい、この値により水中にある生物化学的な分解を受ける有機物の量を示します。最も広く使われている汚濁の指標です。

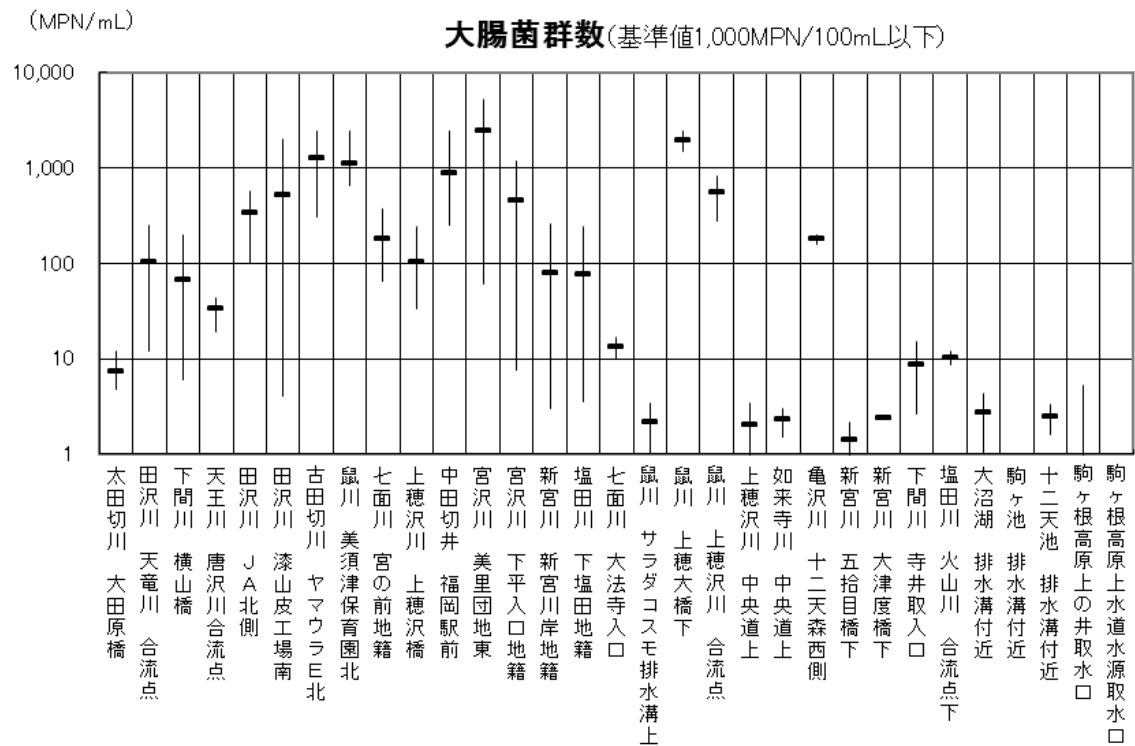


水中に懸濁している不溶解性の粒子状物質のことで、粘土鉱物に由来する微粒子や動植物プランクトン及びその死骸、下水・工場排水などに由来する有機物や金属の沈殿などが含まれます。



大腸菌群数

大腸菌群とは、大腸菌及び大腸菌ときわめてよく似た性質を持つ細菌の総称です。し尿汚染の指標として広く用いられています。



資料：駒ヶ根市 環境課

生活環境の保全に関する項目の測定地点別環境基準達成状況(平成25年度)

測定地点名	pH		BOD(mg/L)		SS(mg/L)		DO(mg/L)		大腸菌群数(MPN/100mL)	
	最小値	最大値	最小値	最大値	最小値	最大値	最小値	最大値	最小値	最大値
天竜川水系4河川	7.1	7.6	7.5	7.5	1.0	0.6	9.1	12.0	4.8	12
	7.0	7.2	7.1	7.1	1.8	1.3	7.8	9.8	12	250
	7.4	7.5	7.4	7.4	0.8	0.6	8.3	13.0	6.00	200
	7.5	7.8	7.6	7.6	1.4	0.8	8.0	14	19	44
主要11河川	7.3	7.5	7.4	7.4	1.9	1.1	8.6	13	99.0	580
	7.4	7.7	7.5	7.5	1.2	0.8	8.3	13	4	2000
	7.2	7.5	7.4	7.4	1.3	1.0	8.4	13.0	310	2400
	7.4	7.5	7.5	7.5	3.1	1.7	7.3	13.0	650	2400
	7.3	7.6	7.4	7.4	1.0	0.8	8.6	14.0	64	370
	7.3	7.6	7.5	7.5	1.3	0.9	8.2	13.0	33	240
	7.4	7.5	7.5	7.5	0.6	0.8	8.7	14.0	250	2400
	7.4	7.5	7.4	7.4	2.0	1.0	8.4	14.0	60	5200
	7.5	7.9	7.6	7.6	0.9	0.8	8.6	13.0	7.5	1200
	7.6	7.7	7.7	7.7	0.6	0.5	8.4	14.0	3	260
	7.5	7.6	7.5	7.5	0.5	0.5	8.3	12.0	3.6	240
	6.9	7.5	7.2	7.2	0.5	0.5	12.0	13.0	10	17
市内主要河川	7.1	7.4	7.3	7.3	0.5	0.5	12.0	13.0	1	3.4
	7.3	7.6	7.5	7.5	0.8	1.1	11.0	12.0	1500	2400
	7.4	7.6	7.5	7.5	0.5	0.5	11.0	13.0	280	820
	7.3	7.5	7.4	7.4	0.8	0.7	12.0	13.0	0.53	3.4
	7.4	7.5	7.5	7.5	0.5	0.5	12.0	13.0	1.5	3
	7.2	7.2	7.2	7.2	0.9	0.9	12.0	12.0	160	200
	7.4	7.4	7.4	7.4	0.5	0.5	12.0	14.0	0.58	2.2
	7.4	7.5	7.5	7.5	0.5	0.5	12.0	14.0	2.3	2.5
	7.4	7.4	7.4	7.4	0.5	0.5	12.0	13.0	2.6	15
	7.4	7.5	7.5	7.5	0.5	0.5	11.0	12.0	8.6	12
	7.3	7.4	7.4	7.4	1.4	1.1	12.0	13.0	1	4.4
	7.2	7.3	7.3	7.3	3.2	3.1	13.0	13.0	1.6	3.3
市内主要湖沼	7.3	7.4	7.4	7.4	0.5	0.5	0.12	5.2	0.12	5.2
高原河川										
参考										

資料:駒ヶ根市環境課

- ※注1 年2回または4回測定の結果である。
※注2 測定値が0.5mg/L未満または1mg/L未満の場合は、0.5mg/Lまたは1mg/Lとして平均値の計算をしている。
※注3 参考として天竜川(三峰川合流点から宮ヶ瀬橋までの環境基準値を掲載した。下線はその基準値を超過した数値である。

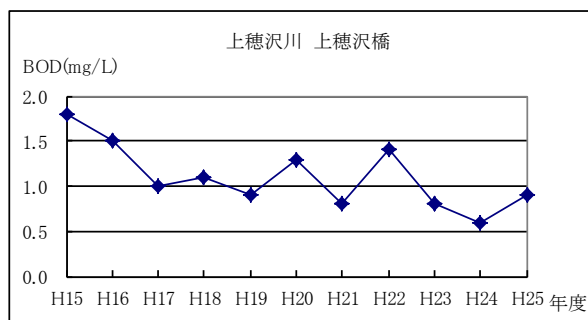
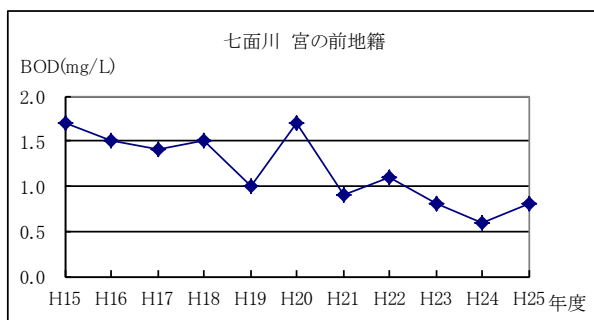
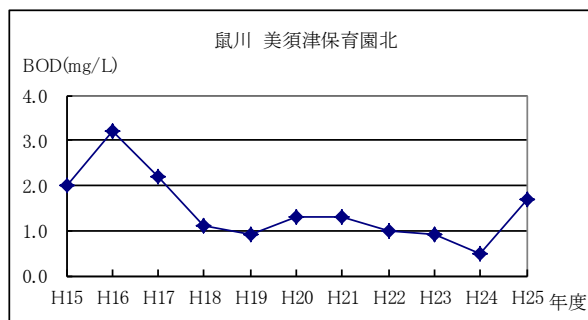
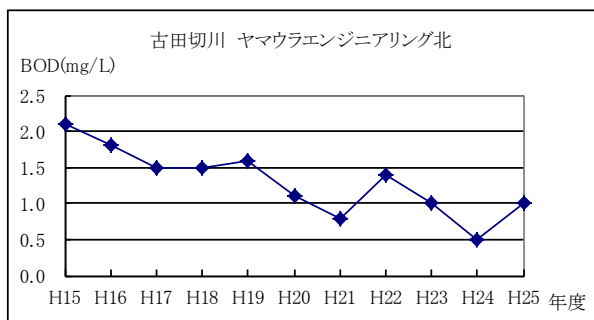
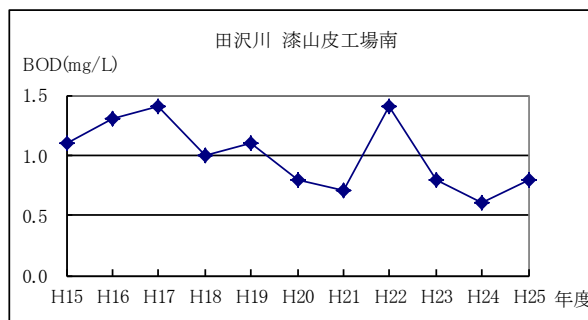
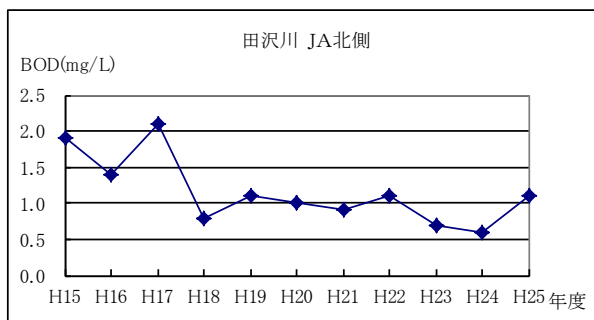
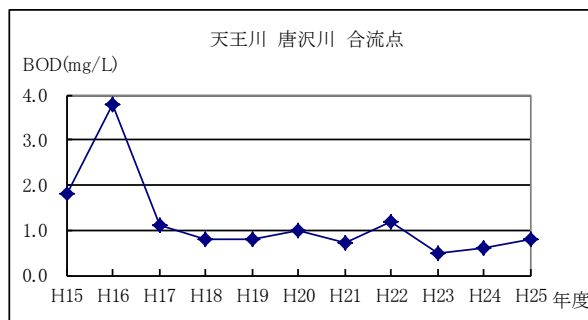
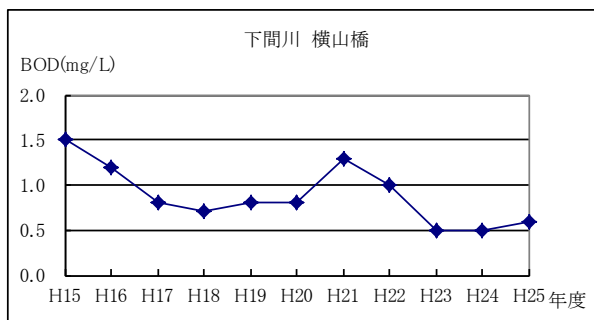
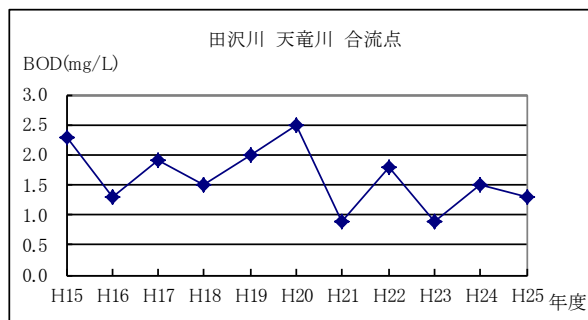
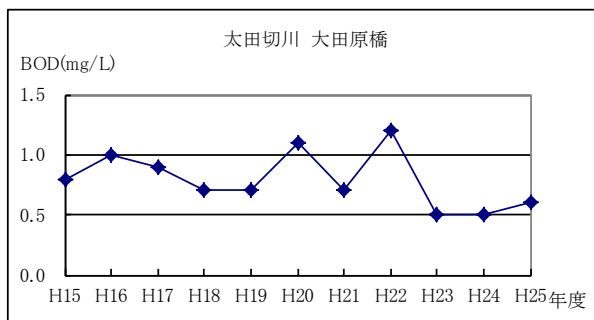
参考 平成25年度県調査結果

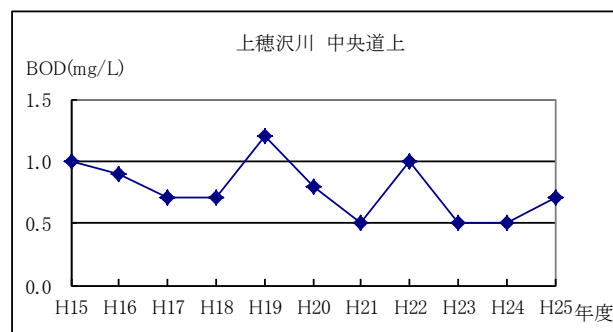
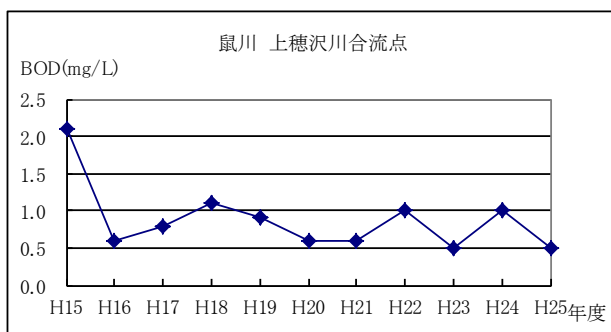
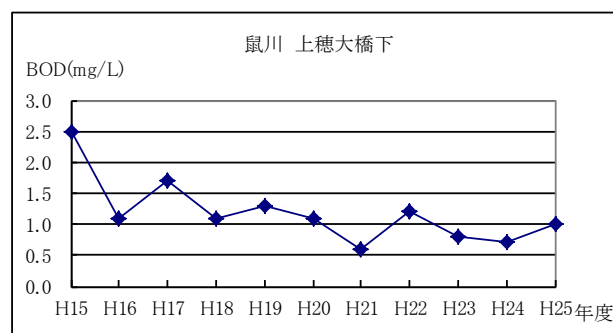
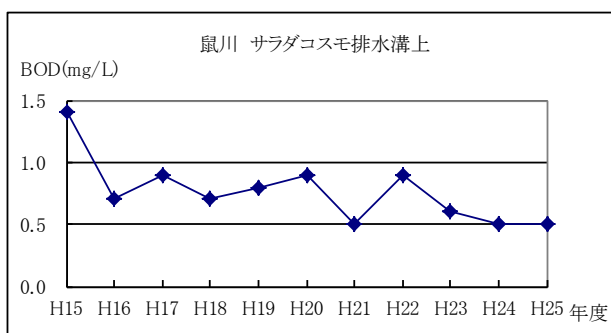
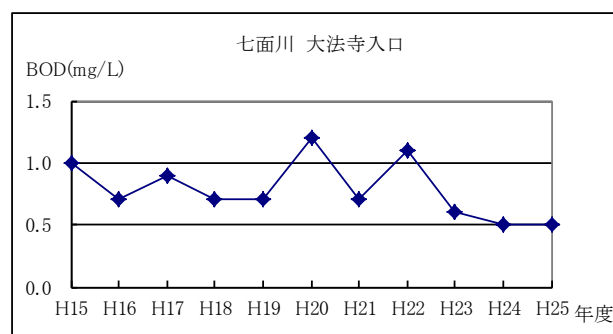
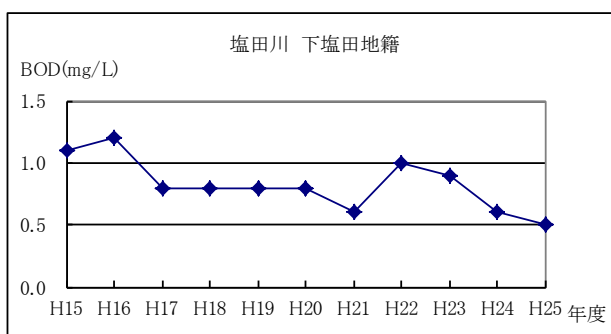
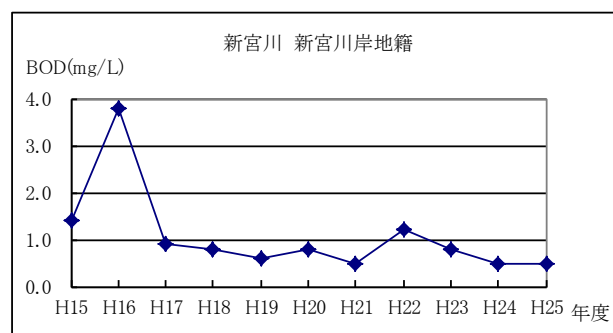
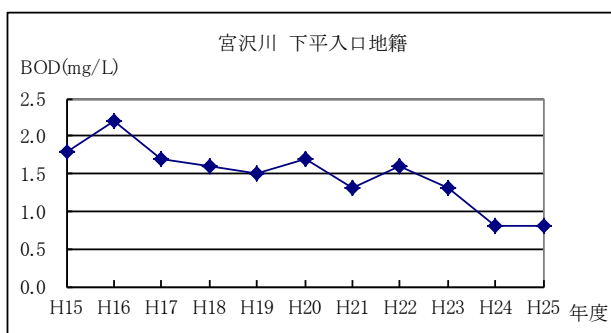
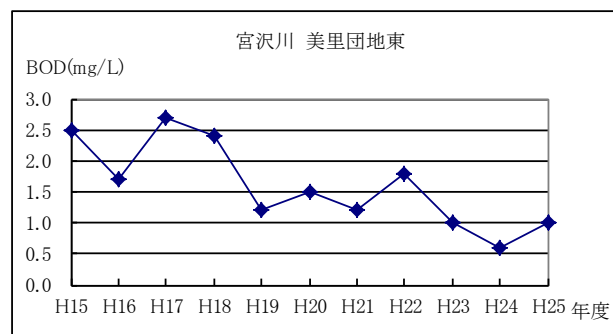
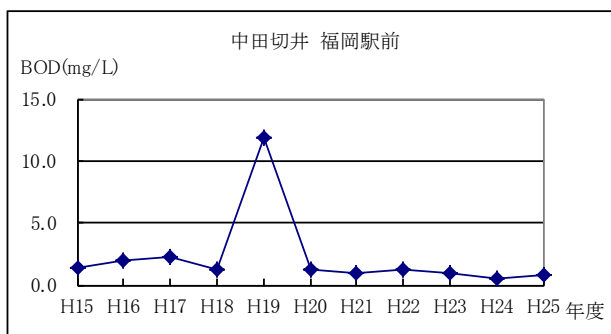
測定地点名	pH		BOD(mg/L)		SS(mg/L)		DO(mg/L)		大腸菌群数(MPN/100mL)	
	最小値	最大値	75%値	年平均値	最小値	最大値	最小値	最大値	最小値	最大値
天竜川 吉瀬ダム上 (A類型)	7.9	8.0		1.7	2.0	8	8.5	9.0	3,300	7,900

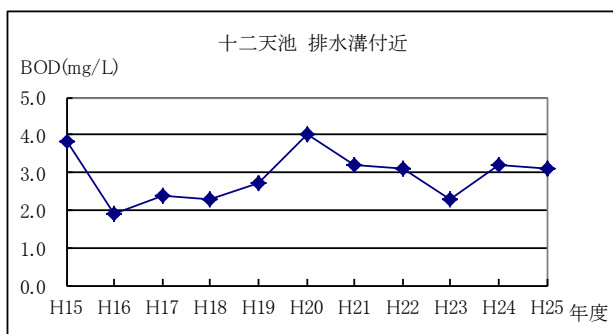
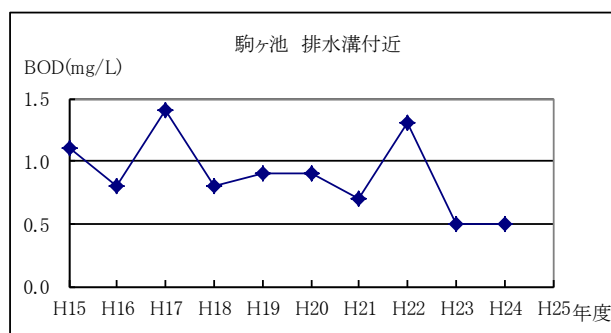
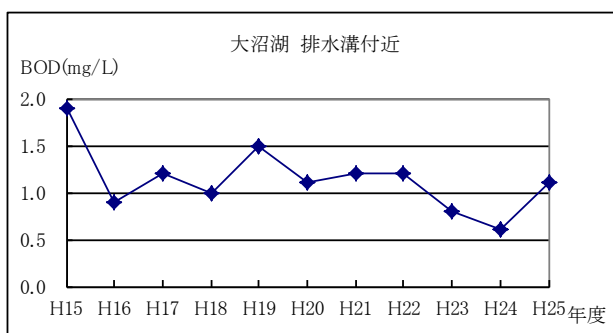
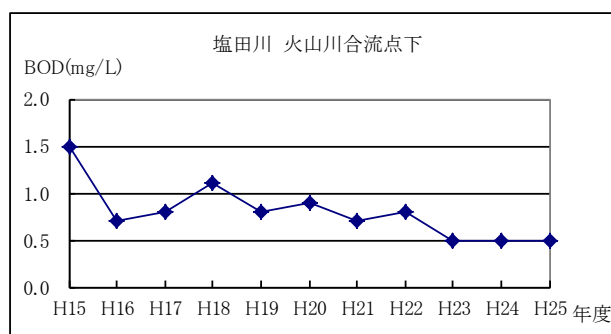
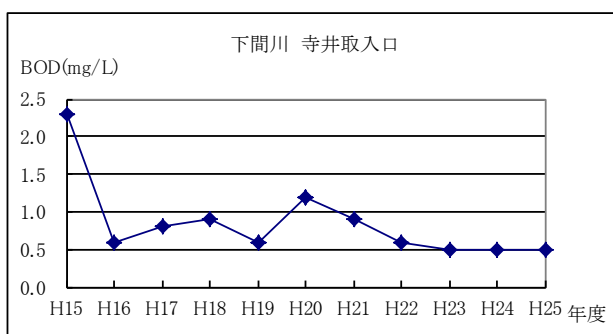
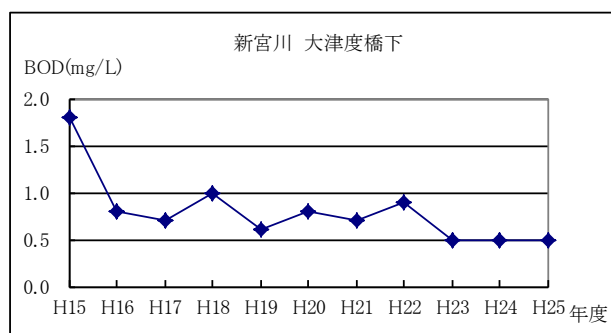
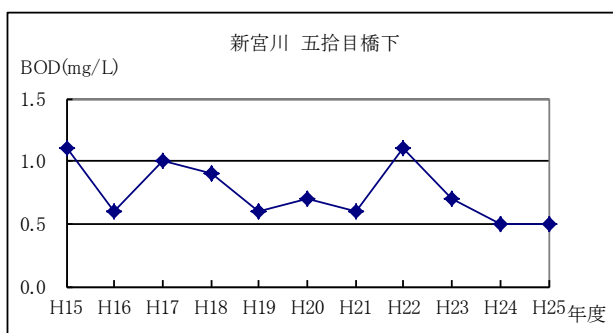
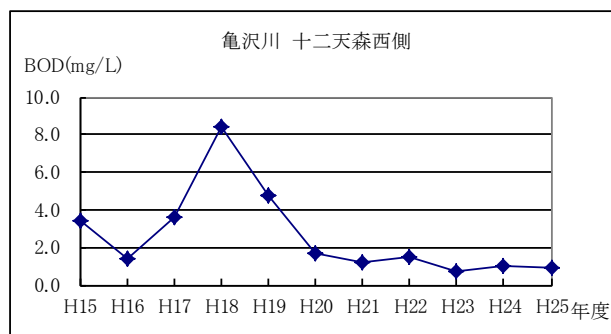
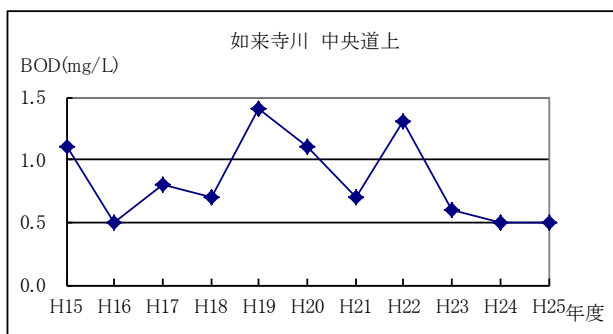
市内水質検査測定地点のBOD(生物化学的酸素要求量)の推移

注1 年2回又は4回測定 of 年間平均値である。

注2 測定値が0.5mg/L未満の場合は、0.5mg/Lとして平均値を算出している。







資料:駒ヶ根市環境課

○生活環境の保全に関する環境基準

(昭和46年12月28日環境庁告示第59号 最終改正平成15年11月5日環境省告示第123号)

1 河川

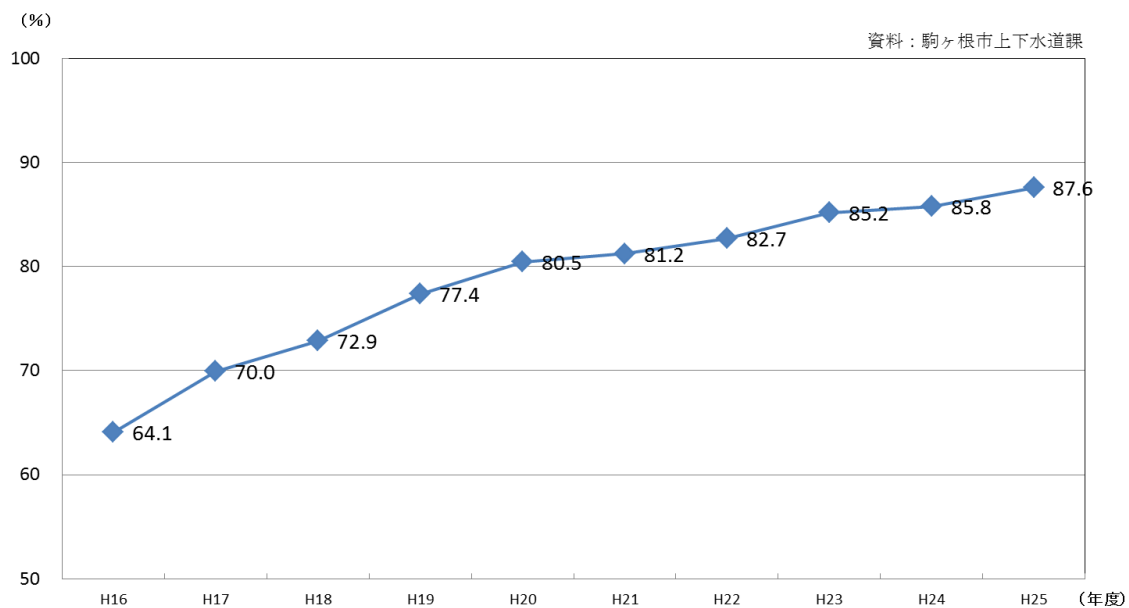
類型 項目	利用目的の適応性	基準値					該当 水域
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL以下	別に水域類型ごとに指定する水域
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下	
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL以下	
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—	
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲 げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと。	2mg/L 以上	—	
測定方法		省略					

2 湖沼(天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖)

類型 項目	利用目的の適応性	基準値					該当 水域
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL以下	別に水域類型ごとに指定する水域
A	水道2、3級 水産2級 水浴 及びB以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下	
B	水産3級 工業用水1級 農業用水 及びCの欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—	
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと。	2mg/L 以上	—	
測定方法		省略					

● 水洗化の状況

水洗化率の推移(公共下水道＋農集排＋合併浄化槽)



6 自然環境

● 土地利用状況

地目別土地面積の推移

(単位：k m²)

年度	総面積	課税対象地計							非課税地
			田	畑	住宅	山林	原野	その他	
昭和45.1.1	163.53	61.28	18.62	8.00	2.66	19.67	12.13	0.20	102.25
50.1.1	163.53	56.06	18.24	6.98	3.59	16.18	10.83	0.24	107.47
55.1.1	163.53	55.97	18.08	6.41	4.08	16.05	10.74	0.61	107.56
60.1.1	163.53	56.89	18.06	5.92	4.88	18.10	9.02	0.91	106.64
平成 2.1.1	165.92	56.75	18.01	5.51	5.43	17.74	8.70	1.36	109.17
7.1.1	165.92	56.42	17.62	4.81	6.31	17.42	8.64	1.62	109.50
12.1.1	165.92	56.26	17.08	4.25	7.14	17.58	8.67	1.54	109.66
17.1.1	165.92	55.65	16.53	3.95	7.55	17.09	8.67	1.86	110.27
18.1.1	165.92	55.04	16.32	3.99	7.59	16.65	8.64	1.85	110.88
19.1.1	165.92	55.05	16.25	3.96	7.69	16.63	8.66	1.86	110.87
20.1.1	165.92	55.07	16.14	3.93	7.83	16.64	8.68	1.85	110.85
21.1.1	165.92	55.11	16.09	3.92	7.90	16.63	8.73	1.84	110.81
22.1.1	165.92	55.13	16.07	3.91	7.97	16.62	8.73	1.83	110.79
23.1.1	165.92	55.15	16.04	3.91	8.01	16.62	8.73	1.84	110.86
24.1.1	165.92	55.09	16.01	3.91	8.03	16.58	8.70	1.84	110.83
25.1.1	165.92	55.08	15.97	3.90	8.08	16.59	8.69	1.85	110.84

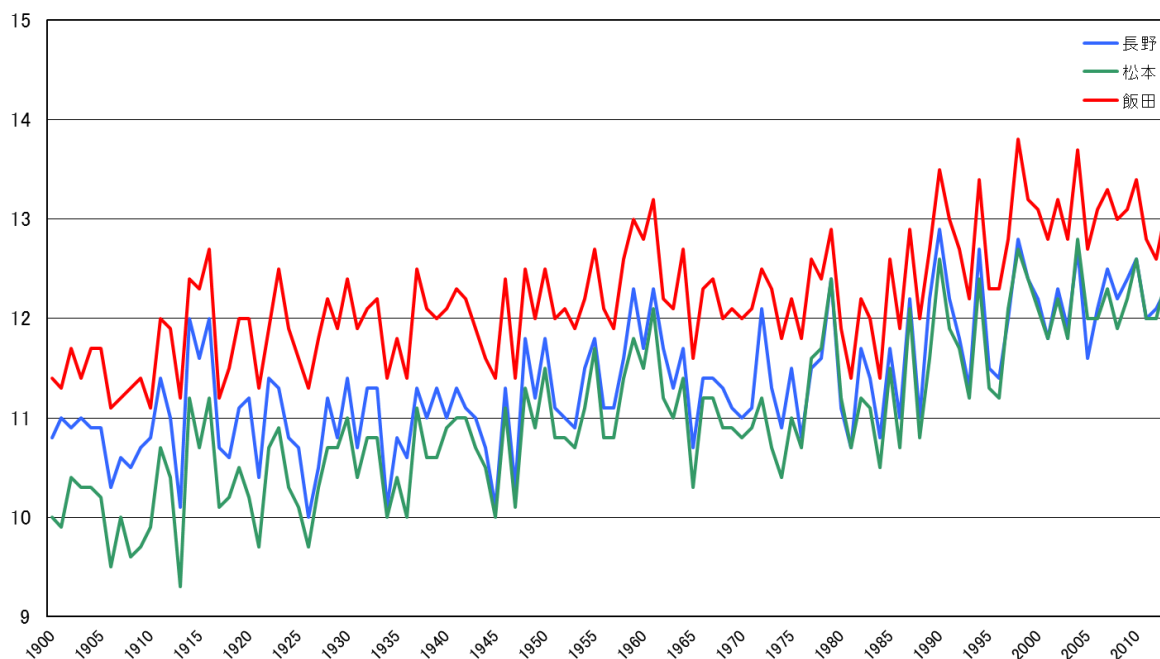
(注) 市の総面積昭和63年10月1日変更
宮田村との境界一部未定

資料：税務課（概要調書）

● 気象状況

(°C)

県内各地の平均気温の推移



長野気象台電子閲覧室より抜粋

Ⅳ 環境指標の評価（目標達成進捗状況）

長期 目標	目標項目				現状値(進捗状況)								目標値
					H18 (2006)	H19 (2007)	H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H29 (2017)
1-1 省エネルギー・ 新エネルギーを すすめるよう	二酸化炭素排出量削減		現状値 H2(1990)	目標値 H24(2012)	H17 (2005)	H18 (2006)	H19 (2007)	H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H24 (2012)
	1	① 排出量(t-CO2)	197,793	185,925 (1990比-6%)	276,247	277,318	275,982	261,507	255,091	260,943	268,533	268,921	(H24) 185,925t
		② 1人当たり排出量(t-CO2)	6.04	5.68 (1990比-6%)	8.03	8.03	7.96	7.54	7.47	7.95	7.99	8.12	(H24) 5.68t
	2	環境家計簿モニター世帯			0世帯	17	17	17	17	17	17	17	500世帯
	3	省エネ取組み登録事業所			0事業所								50事業所
	4	省エネ事例集の作成・追加(省エネ事例等のPR)			0	0	0	0	0	0	0	0	年1回
	5	市内一斉ライトダウンキャンペーンの実施			年0回	0	0	0	0	0	0	0	年1回
	6	省エネ診断士(駒ヶ根版)制度をつくる			0								1(作成)
	7	太陽光発電システム設置世帯			189世帯	208	226	260	392	573	768	923	2,400世帯
	8	公共施設の太陽光発電、太陽熱利用設備の設置			0箇所	0	4	9	12	18	28	29	10箇所
	9	公共施設への改良型ベレットストーブ設置台数			10台	14	18	20	22	22	22	22	20台
	10	家庭へのベレットストーブ設置台数				2	4	4	5	8	9	17	100件
1-2 地球にやさしい 交通をすすめる よう	1	環境配慮歩道・歩車共存道路の整備 (基準づくりから。通学路等の優先度の高いものからなど)				0.7	0.8	2.6	3.8	4.4	5	5	新規延長 5km
	2	自転車専用道路等の整備 (法改正による歩道内の自転車専用、また 国・県施工を含めるなどの基準づくりから)			0km	0	0	0	0	0	0	0	新規延長 5km
	3	普通の駐輪場整備 (まずは整備の基準づくりから。民間施工管理を含める。)			0箇所 (市管理7箇所)	0 (市管理7箇所)	0 (市管理7箇所)	0 (市管理7箇所)	0 (市管理15箇所)	0 (市管理15箇所)	0 (市管理16箇所)	0 (市管理16箇所)	新規整備 5箇所
	4	こまちん自転車などの貸出し拠点の整備			0箇所	0	0	0	0	0	0	0	2箇所
	5	ノーマイカー通勤等参加事業所						2	2	3	2	2	40事業所
	6	こまちんバスの通勤・通学への利用路線拡大 (平成25年5月こまちんバス廃止)			(2路線)	0	0	0	0	0	0		5路線
	7	エコドライブ講習会				1	1	1	1	1	1	1	50回
1-3 環境活動に 配慮した 公共事業・事 業	1	環境マネジメントシステムの取組み事業所 (ISO14001、エコアクション21など)			24事業所	29	29	29	29	31	31	32	50事業所
	2	環境に配慮した事業者のネットワーク参加事業所				13	13	13	13	13	13	13	100事業所
	3	環境配慮実践事業者の誘致数 (基準づくりから)				1	2	2	2	3	3	3	5事業所
	4	市職員環境研修会の開催数				0	1	1	1	1	1	1	10回
	5	環境配慮型公共事業・環境配慮契約の件数 (マニュアルづくりから)											10件

長期 目標	目標項目		現状値(進捗状況)								目標値	
			H18 (2006)	H19 (2007)	H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H29 (2017)	
やさい捨て てでない、 地球に	2ー1	1	マイバッグ持参率	25.24%	34.24%	45.80%	46.80%	51.80%	56.80%	54.62%	60.48%	80.00%
		2	環境に配慮した小売店等 (エコ商店認定基準づくりから)									20店
		3	レジ袋減量等推進店の数	(70件)	70	70	70	70	70	70	70	200店
		4	エコイベントの数 (基準づくりから。把握は報告制等)	(1)	2	4	5	6	8	10	12	100
よくを出 して分別・ 資源化し	2ー2	1	家庭系1人1日あたりの資源物・ごみ排出量	500g	485.1g	468.8g	460.1g	448.0g	444g	440g	441g	(H27) 410g
		2	家庭系分別資源化率	33.24%	33%	32%	32%	31%	30%	29%	28%	(H27) 42%
		3	生ごみ資源化世帯率 (全世帯の資源化を目指して)	24.59%	25%	27%	29%	30%	29%	29%	30%	100%
		4	事業系一般廃棄物(可燃ごみ)年間排出量	2,664t	2,832t	2,534t	2,165t	2,157t	2,164t	2,133t	2,228t	(H27) 2,170t
		5	市役所本庁のごみ排出量(可燃ごみ△25%、その他△5%)	28.2t	23.9t	25.2t	20.8t	22.8t	20.0t	22.6t	19.2t	(H27) 24.8t
水、資源を 大切に	2ー3	1	市民1人あたりの水道使用量	年110㎡	110㎡	106㎡	105㎡	105㎡	104㎡	104㎡	103㎡	年99㎡
		2	雨水の有効利用(公共施設分)	2施設	2	2	2	2	2	3	5	10施設
		3	家庭井戸水水質検査数	157件	152	125	167	144	164	117	135	160件/年
公害の心配 をなく安心 して暮	3ー1		総数(不法投棄を159件除く)	92件	72	64	44	26	9	10	26	0件
			大気汚染	33件	32	36	13	19	7	6	12	0件
			水質汚濁・土壌汚染	35件	11	15	28	4	2	4	7	0件
			騒音・振動	6件	7	7	3	1	0	0	4	0件
			悪臭・その他	18件	22	6	0	2	0	0	3	0件
不法投 棄をなく きれいな捨	3ー2	1	不法投棄件数	159件	135	123	69	25	18	10	9	0件
		2	清掃活動実施者・団体数				29	31	60	67	78	100団体
		3	ごみゼロ運動等への参加者									5,000人/年
緑地や水 路に強いよ	3ー3	1	災害に強い樹種で整備した防災緑地など		0	0	0	2	2	3	3	5箇所
		2	防災水路を兼ねた水辺の整備		0	0	0	0	0	0	0	5箇所
多様な生 物を守ろ	4ー1	1	自然保護地区等の指定数	(1地区)	0	0	0	0	0	0	0	3地区
		2	希少な動植物を保全するための仕組みづくり	0	0	0	0	0	0	0	1	1(作成)
		3	保護群落等の指定数		0	0	0	0	0	0	0	10箇所
		4	侵略的外来生物の駆除活動		5	10	25	35	45	78	112	100件

長期 目標	目標項目		現状値(進捗状況)								目標値
			H18 (2008)	H19 (2007)	H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H29 (2017)
4-2 を自然環境に配慮した景観・緑豊かな住環境	1	自然セミナー、講演会等の年開催数	0	1	3	2	0	1	0	0	1回/年
	2	緑のネットワーク機能の調査	0	0	0	0	0	0	0	0	1(調査)
	3	協働・里親的制度などによる街路樹や公園緑地などの整備・管理	22箇所 (うち里親2)	0	4	5	5	12	12	13	新規 10箇所
	4	地域の意見を聴いて整備した街路樹・公園緑地数		0	2	3	4	8	9	9	新規 3箇所
	5	都市公園の整備面積と箇所数	56.36ha 19箇所	56.36ha 19箇所	56.36ha 19箇所	56.36ha 19箇所	56.36ha 19箇所	57.16ha 23箇所	57.16ha 23箇所	57.16ha 23箇所	60ha 25箇所
	6	景観育成住民協定地区数	7地区	8	8	8	8	8	9	9	10地区
	7	道路を含めた公共施設の照明への配慮件数		0	0	0	4	4	5	6	50箇所
4-3 生き物が豊かで、遊びたくなる水辺を復活	1	水辺の楽校等の動植物に配慮した河川や水路の整備	8箇所 うち学校3	0	0	0	1	1	1	1	新規 3箇所
	2	ゲンジボタルの生息地	2箇所	0	1	1	1	1	1	1	4箇所
	3	ため池・湧水の環境整備	(3箇所)	0	0	0	0	1	1	2	新規 4箇所
	4	天竜川へ流入する河川の天竜川合流部でのBOD	1.0mg/L	1.0mg/L	1.2mg/L	0.9mg/L	1.3mg/L	0.7mg/L	1.4mg/L	0.8mg/L	0.5mg/L
	5	水洗化率(公共下水道・農業集落排水施設・合併浄化槽)	72.90%	77.40%	80.50%	81.20%	82.60%	85.10%	85.80%	87.60%	95.00%
	6	河川清掃の年回数(一斉清掃以外に地域・愛護会など)		27	24	31	53	64	67	72	500回/年
	7	透水性舗装(歩道・車道)の整備(国県施工を含む)		2	3	4	6	7	7	7	新規 10箇所
4-4 身近な森林を守り、活かそう	1	自然遊歩道の整備	(5箇所)	0	0	0	4	4	6	11	8箇所
	2	自然観察会回数		5	10	13	16	19	22	25	40回
	3	残したい自然マップの作成	0	0	0	0	0	1	1	1	1 (早期作成)
	4	市民が行う里山などの保全活動	3件	6	10	14	15	17	19	20	200件
4-5 環境にやさしい農業を推進する	1	エコファーマー認証取得農家数(農業生産法人を含む)	7人	13人	14人	15人	7人	7人	7人	4人	37人
	2	学校給食の地産地消割合 (地産＝上伊那圏域・カロリーベース)	46.80%	41.50%	49.40%	品目38.1% 重量46.8%	品目46.6% 重量61.1%	品目43.3% 重量54.2%	品目45.6% 重量55.8%	品目45.4% 重量55.7%	50.00%
	3	市民農園数・面積	2箇所 2,806㎡	2箇所 2,806㎡	2箇所 2,806㎡	2箇所 2,806㎡	2箇所 2,814㎡	2箇所 2,806㎡	2箇所 2,806㎡	2箇所 2,806㎡	5箇所 5,000㎡
5-1 環境活動が広がるように	1	環境に関する市民や市民グループの連携の機会	0	0	0	0	1	1	1	1	1
	2	環境活動助成制度の実施	28件	34	38	42	50	60	67	74	新規 300件
	3	エコポイント獲得者数	0	0 (未実施)	0 (未実施)	983	5,302	8,402	10,769	12,450	2,000,000 人
	4	エコポイント事業数	0	0 (未実施)	0 (未実施)	9	17	13	6	16	30事業

長期 目標	目標項目		現状値(進捗状況)								目標値
			H18 (2006)	H19 (2007)	H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H29 (2017)
5-2 環境 情報 を 高 め る	1	駒ヶ根市の環境レポート(白書)の作成・公表			0	1	1	1	1	1	1
	2	環境情報サービスの登録									500件
5-3 地 域 の コ ミ ュ ニ ティ	1	コミュニティ単位で実施する特色ある環境活動		1	1	2	3	13	15	16	20件
	2	自治会等での環境関係イベントの開催件数					1	2	3	4	320件
	3	毎月5日のエコライフ推進デーの実施(年回数)	0回	0	0	0	0	0	0	0	12回/年
	4	毎月の推進テーマを決め、月単位に実施									毎年1
6-1 子 ど も た ち の 環 境 学 習 を す す め よ う	1	子どもたちが行う環境活動数		19	42	61	81	101	116	148	100件
	2	学校・保育園への環境サポーター等の出前環境講座	0回/年	0	0	0	14	9	7	7	10回/年
	3	子ども環境サミットへの参加者	0人	0	0	0	0	0	0	0	500人
	4	身近な生き物調査等の環境学習の実施		7	24	24	33	39	43	46	50回
	5	親子で親しむ環境教室の開催	0回	0	0	0	0	0	0	0	25回
	6	食育・英園講座への参加者	0人	102	997	2,437	4,726	5,880	7,327	8,887	2,000人
6-2 市 民 の 環 境 学 習 を す す め よ う	1	環境サポーターの登録者数(制度創設から)									100人
	2	環境サポーターの活動数(制度創設から)									200回
	3	環境講座への参加者	140人	0	40	200	265	1,846	2,161	2,487	2,000人
	4	市民環境情報広場の利用者(広場設置から)					5,411	6,489	6,381	8,205	10,000人
	5	環境施設の見学会の回数	(4回)	5	6	7	8	9	10	11	40回
	6	環境施設の見学会への参加者(除く学校)	(70人) 除く学校	103	136	169	202	235	268	301	1,000人
	7	環境市民大学の開設(開設の検討から)									開設

V 平成25年度の概要と今後の取組み

平成25年度取組み評価と課題

1 地球環境

駒ヶ根市の温室効果ガス排出量

太陽光発電を始めとした新エネルギーによる発電量は順調に増加している一方で、駒ヶ根市域の温室効果ガス排出量の推計値は、平成20年秋のリーマンショック以降、景気の後退に伴うエネルギー需要の減少に伴い温室効果ガスの排出量も減少していましたが、平成22年以降は増加傾向にあります。

駒ヶ根市は産業部門の割合が大きいことから、今後持続可能な資源循環型の低炭素社会を構築するためには、環境に配慮した公共事業、事業活動を進めていく必要があります。

自然（再生）エネルギーの推進

太陽光発電の推進においては、平成30年度までに市内に累計9Mwの発電施設を導入し、年間およそ1千万kwhの電力を産み出すことを目標としていますが、平成26年度には達成される見込みです。

今後は、駒ヶ根市の恵まれた自然条件を活かし、小水力発電を含め新たな自然エネルギーの普及拡大及びエネルギーの地域活用の促進を図る必要があります。

省エネルギー対策の推進

省エネルギーの推進においては、省エネ診断士制度や事業所登録制度の創設、省エネ事例集の作成などを目標としてきましたが、国や県での取組みが進められている中で、市はこうした制度の活用を図りつつ、今後もスピーディーかつ効果的な情報発信を行っていく必要があります。

●廃棄物・リサイクル

ごみの減量化・資源化

家庭系ごみは、平成15年のごみ処理有料化導入により減少し、以降、市民の皆さんの減量意識の高揚により、減少傾向となっていますが、平成25年度は不燃ごみが僅かに増加した結果となりました。

また、事業系一般廃棄物については、景気の動向にも左右される面もありますが、平成21年度以降減少し、以降ほぼ同水準で推移しています。

新ごみ中間処理施設建設に向けた取組

上伊那広域連合では、平成30年を目途に、老朽化が進んでいる「ごみ中間処理施設（ごみ焼却施設）」を新たに建設するための計画を進めています。

建設する施設の規模（焼却炉能力等）の算定は、各家庭から排出される「可燃ごみの量」が影響しています。従って、広域連合構成市町村が負担する施設整備費や運営費を抑えるためには、引き続き、焼却ごみを減量して施設規模を大きなものにしないようにすることが大変重要です。

今後も市民の皆さんや事業所の協力をいただきながら分別や資源化に取り組み、ごみの減量を進めていきます。

不法投棄の状況

不法投棄件数は、平成19年度以降減少傾向にあります。平成25年度は、産業廃棄物1件、一般廃棄物8件、計9件となりました。

環境だより等による啓発活動、パトロール員による巡回、区との連携による看板設置、警察との連携など、今後も不法投棄の発生抑制に繋がる施策の展開を図っていきます。

●公害苦情

公害苦情受付状況

平成19年度以降減少傾向にあり、平成25年度は、大気汚染12件、水質汚染6件、土壌汚染1件、騒音4件、悪臭3件、一般廃棄物9件の計35件となりました。

公害は未然に防止することが基本です。市民、事業者それぞれが環境保全に対する意識を高く持ち、公害の無いまちづくりを進めていきます。

●大気環境

大気の状態

長野県水大気環境課によると、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質の測定結果は、環境基準値以内であり、年度における値の変化も僅かなものでした。(測定地点：伊那合同庁舎)

また、福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の対応として、空間放射線量を市内3箇所において定期的に測定しています。測定結果は長野県の基準である1時間当たり1 μ sv 以内に対し、0.07 μ sv と日常生活に影響のないと言われる数値になっています。

●水環境

河川等の水質状況

市内主要河川・湖沼31箇所において、pH（水素イオン濃度）、BOD（生物化学的酸素要求量）、SS（浮遊物質）、DO（溶存酸素量）、大腸菌群数の定点観測を行っています。一部の河川において、大腸菌群数をはじめ環境基準値を超えた箇所がありますが、概ね環境基準値以内となっています。

また、市内河川における10年間のBOD値の値は総じて減少傾向にあります。

なお、市内の水洗化率は87.6パーセントとなり、これに伴い水質も改善傾向にあります。

●自然環境

土地利用状況

地目別土地面積の推移は、農地は減少傾向にあり、住宅地は増加傾向にあります。

このことは、農業政策だけでなく、地球温暖化や生物多様性に与える影響もあると考えられます。

気象状況

長野気象台による県内各地の平均気温の推移によると、年ごとの変化はあるものの、総じて上昇傾向にあるといえます。

駒ヶ根市第4次総合計画（環境関連抜粋）

基本目標4「豊かな自然を守り、快適に暮らせるまちづくり」（景観・環境保全）

- 豊かな自然、恵まれた生活環境を保全し、人と環境にやさしいまちをめざします。
- 雄大なアルプスや豊かな自然が織りなす景観を守るとともに、自然と調和したまちなみを創造し、市民が誇りを持てるまち、人々が訪れたいまちをめざします。

基本政策（政策の基本的な方向）

2 豊かな自然環境を守り育てます

前期基本計画（施策）

【】内はH30年度の達成目標値

1 再生可能エネルギーの推進

- 1 太陽光発電システムの普及を促進します【太陽光発電による発電量：9メガワット】
- 2 小水力発電の導入と再生可能エネルギーの普及拡大を促進します。
- 3 地球温暖化防止活動を推進します。【温室効果ガス排出量：200,342t-CO2】

2 環境保全の推進

- 1 公害の監視と、公害について相談しやすい環境をつくれます。
- 2 不法投棄の監視体制を強化します。【市民満足度（ごみの出し方が守られている）：3.75】
- 3 環境美化活動など意識の高揚に努めます。

3 資源循環型社会の形成

- 1 廃棄物の発生抑制、再使用、再資源化によるごみを出さない取り組みを進めます。
【年間の家庭系ごみ排出量：5,245 t】 【家庭系ごみ資源化率：32.0%】
- 2 廃棄物の適正な処理を進めます。

4 次世代に伝える景観を創り、守ります

前期基本計画（施策）

【】内はH30年度の達成目標値

1 景観に配慮したまちなみの創造

- 1 景観計画を推進します。【景観育成住民協定の件数：9地区】
【市民満足度（美しい景観や歴史的景観が保たれている）：3.90】
- 2 屋外広告物への取り組みを進めます。
- 3 市民事業者の意識づくりに努めます。
- 4 景観まちづくりを発信します。

（８）豊かな自然との共生と景観づくり

「アルプスがふたつ映えるまち」に象徴される豊かな美しい自然は、全市民の宝であり、これが保たれていることは、全市民の願いであり、これを守ることは今に生きる私たちの責任です。

そしてこの雄大なアルプスから湧き出る豊かな水は、私たち共有の資源です。自然環境を保全するとともに、豊かな水を将来にわたって享受できるよう水資源を保全するための取り組みを進めます。

天与の財産である雄大な景色や豊かな自然、先人が築いてきた美しい街並みや農村風景など良好な景観を守り続けるなど、この豊かな景観を保全育成し、また、自然と調和した新たな景観を創造することは、私たちにとって誇れるふるさととなり、一方、訪れる人々へのおもてなしとなることから、市の活性化や発展につながります。

駒ヶ根市らしい景観を未来へとつないでいけるよう、市民、事業者、行政が協力し合い、景観計画に基づく美しい景観形成を推進します。

目標

- ・ 景観計画に基づく景観形成やまちなみづくり
- ・ 水資源の保全

施策の方向

- ・ 環境保全の推進
- ・ 資源循環型社会の形成
- ・ 景観に配慮したまちなみの創造

（９）自然（再生）エネルギーの推進

恵まれた条件を活かし、自然エネルギーの普及拡大を進めます。

平成 30 年度を目標に、一般家庭の年間消費電力の 4 分の 1 をまかなえる電力量である 9 メガワットの太陽光発電施設を設置します。

民間活力による小水力発電の導入を推進します。

目標

- ・ 自然エネルギーの導入促進
- ・ 9 メガワットの太陽光発電施設の設置

施策の方向

- ・ 太陽光発電施設や小水力発電施設設置の推進



VI 資料 駒ヶ根市環境保全条例

駒ヶ根市環境保全条例

平成 8 年 3 月 21 日
条例第 5 号

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この条例は、環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)及び駒ヶ根市人と自然にやさしいまちづくり条例(平成 7 年条例第 1 号)の規定に基づき、環境の保全について基本理念を定め、市長、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市民及び駒ヶ根市の区域に滞在する者をいう。
- (2) 環境の負荷 人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に基づく生活環境の侵害であって、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、悪臭等によって、人の生命若しくは健康が損なわれ、又は快適な生活が阻害されることをいう。

(環境保全の基本理念)

- 第 3 条 環境の保全は、自然の恵みの消費や自然との共生に配慮した自然にやさしいまちづくりを基本に、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる環境を構築し、これを未来に継承していくことを目的として行われなければならない。
- 2 環境の保全は、社会経済活動による環境への負荷をできる限り低減するために、すべての者がそれぞれの役割分担を自主的かつ積極的に行わなければならない。
- 3 地球環境の保全は、人類共通の課題であり、地球上の一自治体として、またそれを構成するすべての市民があらゆる能力を生かし推進されなければならない。

(市長の責務)

第 4 条 市長は、環境を保全し、環境への負荷を低減するため、地域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、これを実施しなければならない。

(市民の責務)

第 5 条 市民は、環境を保全し、環境への負荷の低減に自ら努めるとともに、市長が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第 6 条 事業者は、事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることにより、環境への負荷とならないように努めるとともに、その事業活動に伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため、最大限必要な措置を講ずるとともに、市長が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

(燃焼不適物等の燃焼の禁止)

第 7 条 何人も、燃焼に伴い、著しいばい煙、悪臭及び有害ガス等を発するおそれのあるものを燃焼させてはならない。

(投棄等の禁止)

第 8 条 何人も、空き缶、たばこの吸い殻等をみだりに捨て、廃棄物を放置する等美観を損ね、又は不衛生的な行為をしてはならない。

(埋め立て及び焼却の抑制)

第 9 条 何人も、廃棄物の処理に当たっては、埋め立て及び焼却処分を最小限とし、循環型社会の構築に努めなければならない。

(水質の汚濁防止)

第 10 条 何人も、河川浄化及び地下水保全のため、適切な排水処理に努めなければならない。

(土壌等の汚染防止)

第 11 条 何人も、土壌汚染及び水質汚濁を防止するため、汚染等の原因となる物質を埋め立て、又は投棄してはならない。

2 何人も、農薬等の使用に当たっては、環境保全を配慮し、最小限にとどめるよう努めるものとする。

(大気汚染防止)

第 12 条 何人も、大気汚染防止のため、汚染原因となるフロンガス等の物質を含むものを使用し、又は汚染原因となる物質を大気中に放出しないよう努めなければならない。

(森林の保全と緑化)

第 13 条 何人も、水資源を確保し、かつ大気の浄化作用を高めるため、森林の保全と緑化に努めなければならない。

(自然の保護)

第 14 条 何人も、開発に当たっては、動植物の生態系を保護し、自然のもつ浄化循環作用を阻害しないよう努めなければならない。

(環境保全の意識の高揚)

第 15 条 何人も、あらゆる場を通じて、環境保全について意識の高揚に努めなければならない。

第 2 章 環境基本計画

(環境基本計画の策定)

第 16 条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため、環境基本計画を策定しなければならない。

2 市長は、環境基本計画を策定し、又は変更したときは、これを公表しなければならない。

第 3 章 自然保護地区

(自然保護地区の指定)

第 17 条 市長は、自然環境を保護するために必要な地区を自然保護地区として指定することができる。

2 市長は、前項に規定する自然保護地区を指定するときは、当該地区住民や利害関係者の同意を得るとともに、自然保護のための施策を講じなければならない。

3 市長は、第 1 項に規定する自然保護地区を指定したとき及びその指定を変更又は解除したときは、これを公表しなければならない。

(行為の制限等)

第 18 条 自然保護地区の利害関係者は、当該保護地区の形状の変更や権利の移転等を行うときは、事前に市長と協議するものとする。

2 何人も、自然保護地区が大切に保全されるよう協力しなければならない。

第 4 章 環境基準

(環境基準)

第 19 条 市長は、公害を防止するため、駒ヶ根市環境審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴き、水質等の環境基準(以下「環境基準」という。)を規則で定めることができる。

(環境基準の遵守)

第 20 条 水質汚濁等の原因となるものを発生又は排出する者は、環境基準を遵守するよう努めるものとする。

第5章 公害防止

(事業の届出等)

第21条 他の法令等の規定により、公害の防止等について県に届出の義務を有する事業を除き規則で定める事業を行おうとする者は、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書類により、市長に届け出て公害防止施設について確認を受けた後でなければ当該施設についての工事に着手してはならない。当該届け出た事項を変更しようとするときもまた同様とする。

- (1) 事業所の名称、所在地及び代表者の氏名
- (2) 事業の種類及び規模
- (3) 公害防止施設の構造又は処理の方法
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の届出を受理したときは、速やかに確認を行うものとする。

(実施の制限)

第22条 前条の規定による確認を受けた者が、当該確認事項について工事を完了したときは、市長に届け出て検査を受け使用の承認を受けた後でなければ事業を開始してはならない。

2 前項の検査は、当該届出を受理した日から起算して7日以内に行わなければならない。

(勧告)

第23条 市長は、前条の検査の結果、当該事業活動により公害が発生するおそれがあると認めるときは、その者に対し施設の構造又は処理方法の改善その他公害の防止について必要な措置を行うよう勧告することができる。

2 前条の規定は、前項の規定による勧告に基づき必要な措置を行った場合において準用する。

第24条 市長は、事業活動により公害が発生したときは、当該事業者に対し施設の構造又は処理方法の改善その他公害の防止について、期限を定めて必要な措置を行うよう勧告するものとする。

2 前項の勧告を受けた者が、当該勧告に係る必要な措置を行ったときは、速やかに市長に届け出て検査を受けなければならない。

第24条の2 市長は、第26条の規定により協定等を締結した場合において、当該事業者が当該協定等に違反したときは、当該事業者に対し当該協定等の遵守のために必要な措置を速やかに行うよう勧告するものとする。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による勧告に基づき必要な措置を行った場合において準用する。

(命令)

第25条 市長は、第24条の規定により勧告を受けた者が定められた期限内に、当該勧告に基づく措置を行わないときは、期限を定めて当該措置を行うべきことを命令するものとする。

2 前項の命令を受けた者が、当該命令に基づく措置を行ったときは、速やかに市長に届け出て検査を受けなければならない。

3 市長は、第1項の規定により措置の命令をしようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。

(協定等)

第26条 市長は、事業者がその事業活動に伴って公害が発生するおそれがあると認められるとき又は環境保全上必要があると認められるときは、その防止又は保全等に係る協定等を締結するように努めなければならない。

(苦情の処理等)

第27条 市長は、公害に関する苦情又は紛争が生じたときは、その苦情又は紛争について適正に解決するよう努めなければならない。

2 市長は、苦情又は紛争を処理するに当たって必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。

(報告の聴取及び立入検査)

第28条 市長は、この条例の施行に必要な限度において事業者に対して報告を求め、又は職員をして事業所その他の場所に立ち入り、施設その他の物件等を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携行し、必要なときは関係者に提示しなければならない。

(助成)

第 29 条 市長は、公害を防止し、環境を保全するための施設の整備、改善等に要する資金をあっせんする等必要な助成に努めるものとする。

(罰則)

第 30 条 第 25 条第 1 項の規定に違反した者は、10 万円以下の罰金に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、3 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 21 条第 1 項の規定に違反した者

(2) 第 22 条第 1 項(第 23 条第 2 項の規定により準用した場合を含む。以下同じ。)の規定に違反した者又は同項の規定による検査を拒み、若しくは妨げた者

(3) 第 23 条第 1 項に規定する勧告に従わなかった者

(4) 第 24 条第 1 項に規定する勧告に従わなかった者又は同条第 2 項に規定する検査を拒み、若しくは妨げた者

(5) 第 25 条第 2 項の規定による検査を拒み、又は妨げた者

(6) 第 28 条第 1 項の規定による報告を拒み、若しくは虚偽の報告をした者又は立入検査を拒み、若しくは妨げた者

(両罰規定)

第 31 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰則を適用する。

第 6 章 雑則

(専門委員)

第 32 条 市長は、自然にやさしいまちづくりに関する専門的事項について調査研究するため、まちづくり推進委員を置くことができる。

(委任)

第 33 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

(駒ヶ根市公害防止条例の廃止)

2 駒ヶ根市公害防止条例(昭和 46 年条例第 16 号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、現に廃止前の駒ヶ根市公害防止条例の規定によりされた届出は、この条例の規定によりされた届出とみなす。

附 則(平成 10 年条例第 15 号)

この条例は、公布の日から施行する。



平成26年度 環境ポスター 小学生の部
金賞 赤穂小学校6年 田中楽夏さん

駒ヶ根市の環境

駒ヶ根市第2次環境基本計画
平成26年度年次報告書（平成25年度事業報告）
2014（平成26）年12月

発行 駒ヶ根市

〒399-4192 駒ヶ根市赤須町 20-1

TEL: 0265-83-2111

URL: <http://www.city.komagane.nagano.jp/>

編集 駒ヶ根市 建設部 環境課

E-mail: kankyo@city.komagane.nagano.jp